

3-2 社会的状況

3-2-1 人口の状況

都市計画対象事業実施区域の位置する松戸市及び周辺の柏市、鎌ヶ谷市（以下、「周辺市」という。）の人口、世帯数等の状況及び人口の推移は、表 3-2-1及び表 3-2-2に示すとおりである。

松戸市の人口は増加の傾向にあり、平成26年からの10年間で約16,000人増加している。また、周辺市については、柏市は増加の傾向、鎌ヶ谷市は令和3年以降減少傾向にある。

表 3-2-1 人口及び世帯数等の状況

市	項目	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
松戸市		496,793	237,180	3,864
柏市		432,985	196,147	3,774
鎌ヶ谷市		109,509	48,677	5,195

注) 令和5年4月1日現在。

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報（令和5年）」（千葉県ホームページ）

表 3-2-2 人口の推移

年	項目	人口（人）		
		松戸市	柏市	鎌ヶ谷市
平成26年		480,305	406,973	108,639
平成27年		481,961	409,447	108,522
平成28年		485,077	415,200	108,849
平成29年		487,091	418,824	109,109
平成30年		489,037	422,385	109,216
令和元年		491,265	426,224	109,384
令和2年		493,298	431,295	109,472
令和3年		497,769	428,396	110,024
令和4年		496,540	430,032	109,744
令和5年		496,793	432,985	109,509

注) 各年4月1日現在。

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報（平成26～令和5年）」（千葉県ホームページ）

3-2-2 産業の状況

松戸市及び周辺市の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 3-2-3に示すとおりである。

松戸市では、事業所数が12,698事業所、従業者数が126,858人となっている。業種別にみると、事業所数、従業者数ともに卸売業、小売業の割合が最も高くなっており、事業所数で23.6%、従業者数で22.5%である。

表 3-2-3 産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類	区分	松戸市		柏市		鎌ヶ谷市	
		事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)
農林漁業	総数	18	179	25	226	1	3
	構成比 (%)	0.1	0.1	0.2	0.2	0.0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	総数	-	-	-	-	-	-
	構成比 (%)	-	-	-	-	-	-
建設業	総数	1,119	8,350	1,112	7,713	416	2,365
	構成比 (%)	8.8	6.6	9.3	5.3	13.9	8.9
製造業	総数	760	13,128	615	11,162	265	2,801
	構成比 (%)	6.0	10.3	5.1	7.7	8.9	10.6
電気・ガス・熱供給・水道業	総数	9	244	3	219	-	-
	構成比 (%)	0.1	0.2	0.0	0.2	-	-
情報通信業	総数	112	867	143	1,474	23	140
	構成比 (%)	0.9	0.7	1.2	1.0	0.8	0.5
運輸業、郵便業	総数	193	6,553	292	10,668	68	1,677
	構成比 (%)	1.5	5.2	2.4	7.4	2.3	6.3
卸売業、小売業	総数	2,996	28,498	3,134	33,451	613	5,806
	構成比 (%)	23.6	22.5	26.1	23.2	20.5	21.9
金融業、保険業	総数	174	2,498	192	4,298	33	465
	構成比 (%)	1.4	2.0	1.6	3.0	1.1	1.8
不動産業、物品賃貸業	総数	1,028	3,838	828	4,222	242	643
	構成比 (%)	8.1	3.0	6.9	2.9	8.1	2.4
学術研究、専門・技術サービス業	総数	478	2,387	509	4,020	97	408
	構成比 (%)	3.8	1.9	4.2	2.8	3.2	1.5
宿泊業、飲食サービス業	総数	1,824	14,905	1,577	15,739	334	2,735
	構成比 (%)	14.4	11.7	13.1	10.9	11.2	10.3
生活関連サービス業、娯楽業	総数	1,433	8,128	1,201	9,013	319	1,533
	構成比 (%)	11.3	6.4	10.0	6.2	10.7	5.8
教育、学習支援業	総数	547	5,984	556	7,110	135	889
	構成比 (%)	4.3	4.7	4.6	4.9	4.5	3.4
医療、福祉	総数	1,396	22,698	1,112	20,016	304	5,393
	構成比 (%)	11.0	17.9	9.3	13.9	10.2	20.4
複合サービス事業	総数	53	1,663	43	510	9	251
	構成比 (%)	0.4	1.3	0.4	0.4	0.3	0.9
サービス業 (他に分類されないもの)	総数	558	6,938	675	14,369	135	1,369
	構成比 (%)	4.4	5.5	5.6	10.0	4.5	5.2
公務 (他に分類されるものを除く)	総数	-	-	-	-	-	-
	構成比 (%)	-	-	-	-	-	-
合計	総数	12,698	126,858	12,017	144,210	2,994	26,478
	構成比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1) 平成28年6月1日現在。

注2) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「平成28年(2016年)経済センサス-活動調査結果<確報>」(千葉県ホームページ)

3-2-3 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

松戸市及び周辺市の地目別面積は、表 3-2-4に示すとおりである。また、都市計画対象事業実施区域及びその周辺の土地利用現況図は図 3-2-1に示すとおりである。

松戸市では、宅地の割合が51.6%と最も多くなっており、次いでその他が24.5%、雑種地が11.1%となっている。

都市計画対象事業実施区域の土地利用状況は、建物用地、森林及びその他の用地となっている。なお、周辺の土地利用状況は、建物用地が広がっているほか、森林、その他の用地及びその他の農用地等が多くみられる。

表 3-2-4 地目別面積

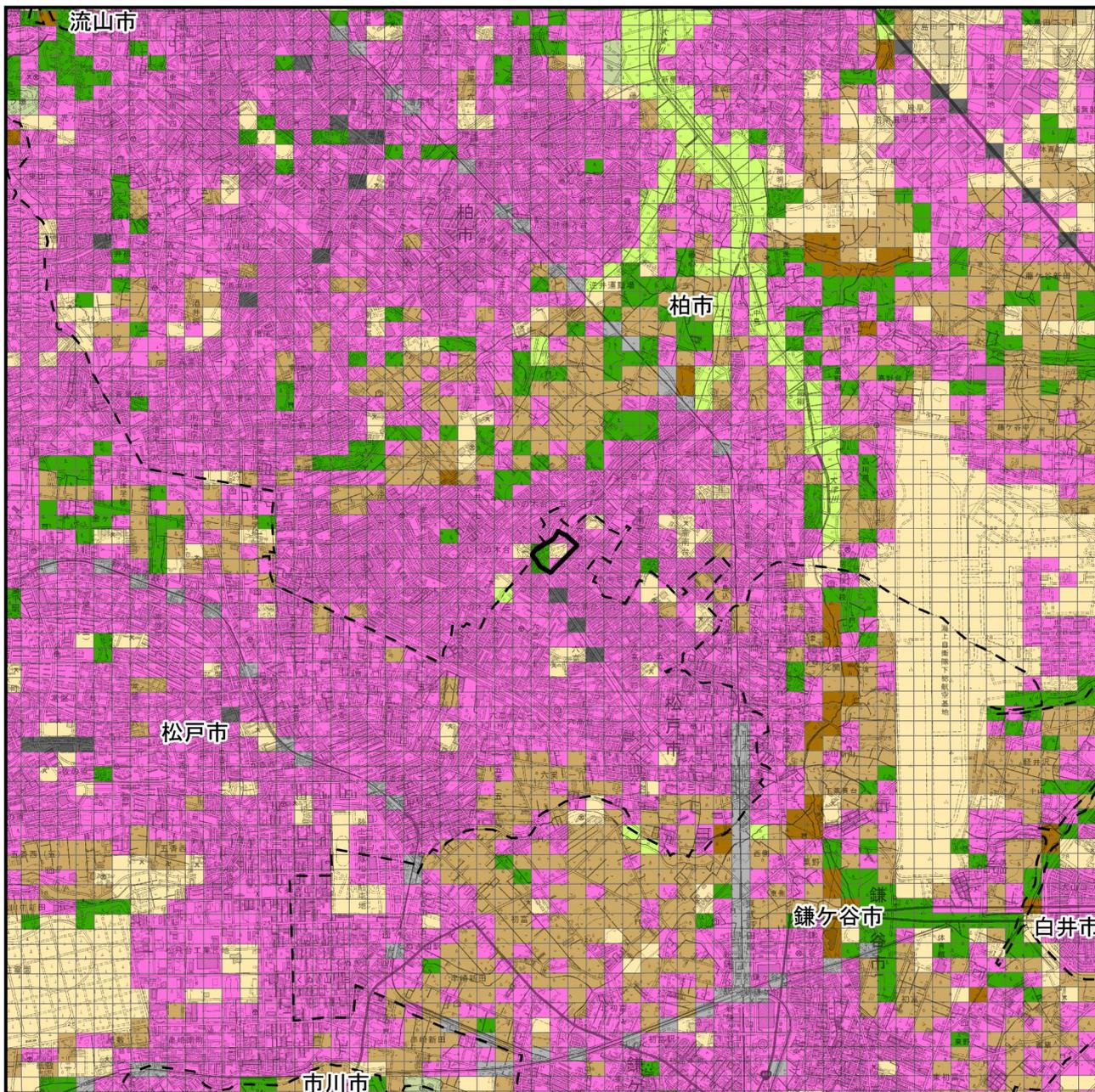
市・項目		地目									
		田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	計
松戸市	面積 (1,000m ²)	655	6,029	31,683	-	1,136	-	-	6,819	15,058	61,380
	構成比 (%)	1.1	9.8	51.6	-	1.9	-	-	11.1	24.5	100.0
柏市	面積 (1,000m ²)	13,876	14,504	38,203	641	7,125	-	659	10,531	29,201	114,740
	構成比 (%)	12.1	12.6	33.3	0.6	6.2	-	0.6	9.2	25.4	100.0
鎌ヶ谷市	面積 (1,000m ²)	400	4,238	7,862	5	1,304	-	60	4,531	2,680	21,080
	構成比 (%)	1.9	20.1	37.3	0.0	6.2	-	0.3	21.5	12.7	100.0

注1) 令和3年1月1日現在。

注2) 面積は単位未満を、構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

注3) 田の地積は介在田及び市街化区域田を、畑の地積は介在畑及び市街化区域畑を、山林の地積は介在山林を、それぞれ含む。「その他」とは、地目が墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園であるものをいう。

出典：「千葉県統計年鑑（令和3年）」（千葉県ホームページ）

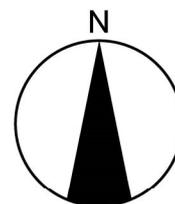


凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 田
- その他の農用地
- 森林
- 荒地
- 建物用地
- 道路
- 鉄道
- その他の用地
- ゴルフ場

出典：「土地利用細分メッシュ（平成28年度）」
 （国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000



図 3-2-1 土地利用現況図

2. 都市計画の状況

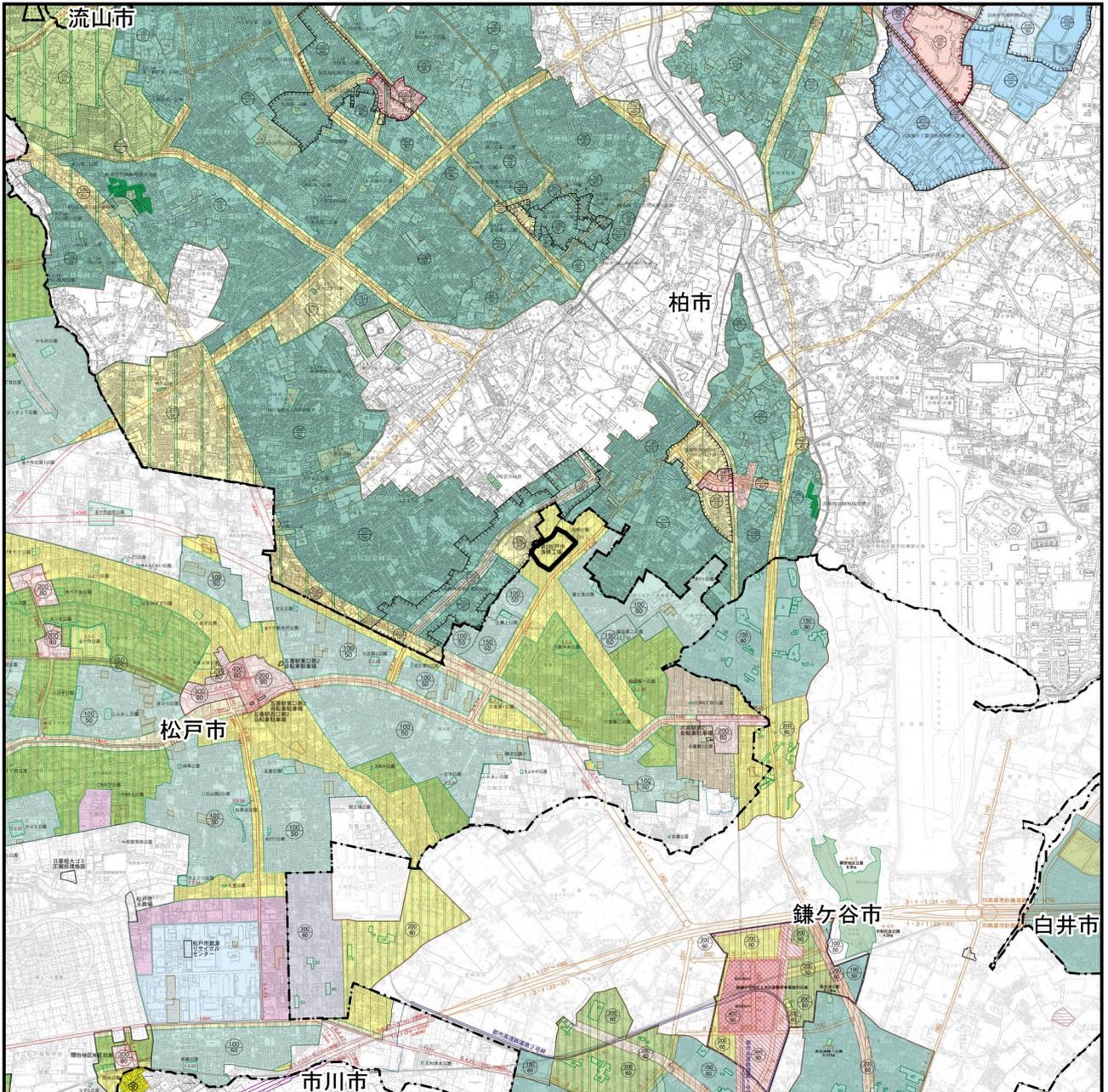
松戸市及び周辺市の都市計画（用途地域）の指定状況は、表 3-2-5に示すとおりである。また、都市計画対象事業実施区域及びその周辺の都市計画図は、図 3-2-2(1)、(2)に示すとおりである。都市計画対象事業実施区域及びその周辺は、第一種住居地域となっている。

表 3-2-5 都市計画（用途地域）の指定状況

区分		市		松戸市	柏市	鎌ヶ谷市
		総面積 (ha)				
都市計画区域	市街化区域	第一種低層住居専用地域	面積 (ha)	1,835.0	2,636.0	567.0
			構成比 (%)	29.9	22.9	26.9
		第二種低層住居専用地域	面積 (ha)	31.0	21.0	—
			構成比 (%)	0.5	0.2	—
		第一種中高層住居専用地域	面積 (ha)	680.0	315.0	106.0
			構成比 (%)	11.1	2.7	5.0
		第二種中高層住居専用地域	面積 (ha)	43.0	15.0	—
			構成比 (%)	0.7	0.1	—
		第一種住居地域	面積 (ha)	956.0	1,302.0	221.0
			構成比 (%)	15.6	11.3	10.5
	第二種住居地域	面積 (ha)	237.0	229.0	61.0	
		構成比 (%)	3.9	2.0	2.9	
	準住居地域	面積 (ha)	63.0	168.0	5.0	
		構成比 (%)	1.0	1.5	0.2	
	近隣商業地域	面積 (ha)	145.0	111.0	29.0	
		構成比 (%)	2.4	1.0	1.4	
	商業地域	面積 (ha)	104.0	85.0	23.0	
		構成比 (%)	1.7	0.7	1.1	
	準工業地域	面積 (ha)	200.0	169.0	61.0	
		構成比 (%)	3.3	1.5	2.9	
工業地域	面積 (ha)	—	197.0	—		
	構成比 (%)	—	1.7	—		
工業専用地域	面積 (ha)	150.0	236.0	—		
	構成比 (%)	2.4	2.1	—		
計		面積 (ha)	4,444.0	5,484.0	1,073.0	
		構成比 (%)	72.4	47.7	50.9	
市街化調整区域		面積 (ha)	1,689	6,006	1,038	
		構成比 (%)	27.5	52.3	49.2	

注) 令和3年3月31日現在。

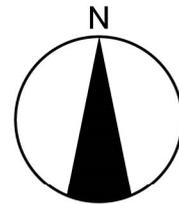
出典: 「令和3年都市計画現況調査」(国土交通省ホームページ)



凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境

出典：「松戸都市計画図」（令和 5 年 3 月 松戸市）
 「柏都市計画図」（令和 3 年 4 月 柏市）
 「鎌ヶ谷都市計画図」（令和 4 年 11 月 鎌ヶ谷市）
 「市川都市計画図」（令和 5 年 4 月 市川市）



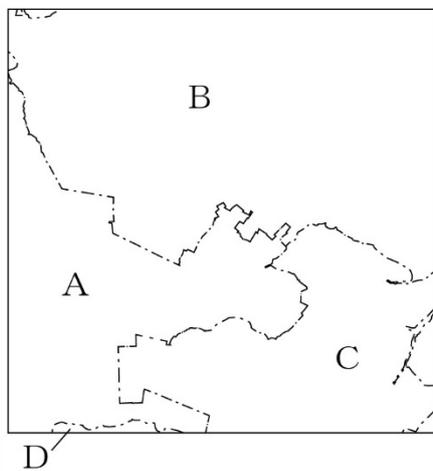
1:40,000



図 3-2-2(1) 都市計画図

A 松戸市

凡 例		表 示		摘 要	
都市計画の種類				建ぺい率% 容積率%	
都市計画区域					
市街化区域					
市街化調整区域				用途地域の指定のないところ	
用途地域	第一種低層住居専用地域	(住居系 建ぺい率)	30・60	50・100	
	第二種低層住居専用地域	(住居系 建ぺい率)	50	100	
	第一種中高層住居専用地域	(住居系 建ぺい率)	50・60	150	
	第二種中高層住居専用地域	(住居系 建ぺい率)	60	200	
	第一種住居地域	(住居系 建ぺい率)	60	200	
	第二種住居地域	(住居系 建ぺい率)	60	200	
	準住居地域	(住居系 建ぺい率)	60	200	
	近隣商業地域	(住居系 建ぺい率)	80	200	
	商業地域	(住居系 建ぺい率)	80	400	
	準工業地域	(住居系 建ぺい率)	80	500 600	
	工業専用地域	(住居系 建ぺい率)	60	200	
	防火地域				
	準防火地域				
	その他の地域地区	第一種高度地区			(注) 1
第二種高度地区				(注) 2	
最低限高度地区					
高度利用地区					
特定街区					
特別緑地保全地区					
生産緑地地区					
駐車場整備地区					
都市計画道路					
都市計画駐車場					
都市施設	都市公園			※号数は都市計画の公称 名称とは異なる	
	都市計画緑地			供用区域	
	公共下水道排水区域				
	都市計画供給処理施設				
	その他の都市計画施設				
	土地区画整理区域			都市計画法59条 許可必要区域	
	上記以外の市街地開発事業 地区計画区域				



B 柏市、流山市

区 分	凡 例	区 分	凡 例	
都市計画区域		防火地域		
市街化調整区域	用途地域の指定のないところ	準防火地域		
市街化区域		高度利用地区		
用途地域	第一種低層住居専用地域	建ぺい率 容積率	市街地再開発事業区域	
		30% 50%	駐車場整備地区	
		50 100	自転車駐車場	
		60 150	土地区画整理事業	
	第二種低層住居専用地域	50 100	土地区画整理促進区域	
	第一種中高層住居専用地域	60 200	地区計画区域	
	第二種中高層住居専用地域	60 200	生産緑地地区	
	第一種住居地域	60 200	都市計画道路	
	第二種住居地域	60 200	都市高速鉄道	
	準住居地域	60 200	都市計画公園・緑地	整備済
	近隣商業地域	80 200		未整備
		80 300	特別緑地保全地区	
		80 400	汚物処理場	
	商業地域		80 500	ごみ焼却場
		80 600	ごみ処理場	
		80 800	市場	
		80 800	火葬場	
準工業地域	60 200	(注) 生産緑地地区の番号は地区番号を示す。		
工業地域	60 200			
工業専用地域	60 200			
高度地区	第一種高度地区			
	第二種高度地区			

C 鎌ヶ谷市、白井市

凡 例		表 示	
都市計画の種類			
都市計画区域			
市街化区域			用途地域の指定のあるところ
市街化調整区域			用途地域の指定のないところ
用途地域	第一種低層住居専用地域	(住居系 建ぺい率)	30・60
	第一種中高層住居専用地域	(住居系 建ぺい率)	50・60
	第一種住居地域	(住居系 建ぺい率)	60
	第二種住居地域	(住居系 建ぺい率)	60
	準住居地域	(住居系 建ぺい率)	60
	近隣商業地域	(住居系 建ぺい率)	80
	商業地域	(住居系 建ぺい率)	80
	準工業地域	(住居系 建ぺい率)	60
	防火地域		
	準防火地域		
	第一種高度地区		
	第二種高度地区		
	生産緑地地区		
	地区計画区域		
土地区画整理事業施行区域			
都市施設	都市計画公園		
	都市計画道路		
	都市高速鉄道		
	都市計画供給処理施設		
(用途地域) (200/60) ←容積率 →建ぺい率			

D 市川市

凡 例		表 示	
都市計画の種類			
			第一種住居地域
			第二種高度地区
			都市計画道路
			区画整理実施区域
			地区計画区域
			用途地域

出典：

- 「松戸都市計画図」
(令和5年3月 松戸市)
- 「柏都市計画図」
(令和3年4月 柏市)
- 「鎌ヶ谷都市計画図」
(令和4年11月 鎌ヶ谷市)
- 「市川都市計画図」
(令和5年4月 市川市)

図 3-2-2(2) 都市計画図の凡例

3-2-4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 上水道の普及状況

松戸市及び周辺市の令和3年度における水道の普及状況は、表 3-2-6に示すとおりである。
松戸市の水道普及率は92.9%となっており、水源は利根川水系江戸川である。

表 3-2-6 水道の普及状況（令和3年度）

市	項目 行政区域内 総人口（人） ①	現在給水人口（人）			普及率（%） ②/①×100
		総数 ②	上水道	専用水道	
松戸市	496,540	461,491	461,121	370	92.9
柏市	430,032	417,530	407,014	10,516	97.1
鎌ヶ谷市	109,744	84,231	84,091	140	76.8

出典：「令和3年度 千葉県の水道」（令和5年3月 千葉県）

2. 河川の利用状況

都市計画対象事業実施区域周辺の主な河川は図 3-1-14（3-26頁参照）に示したとおりである。

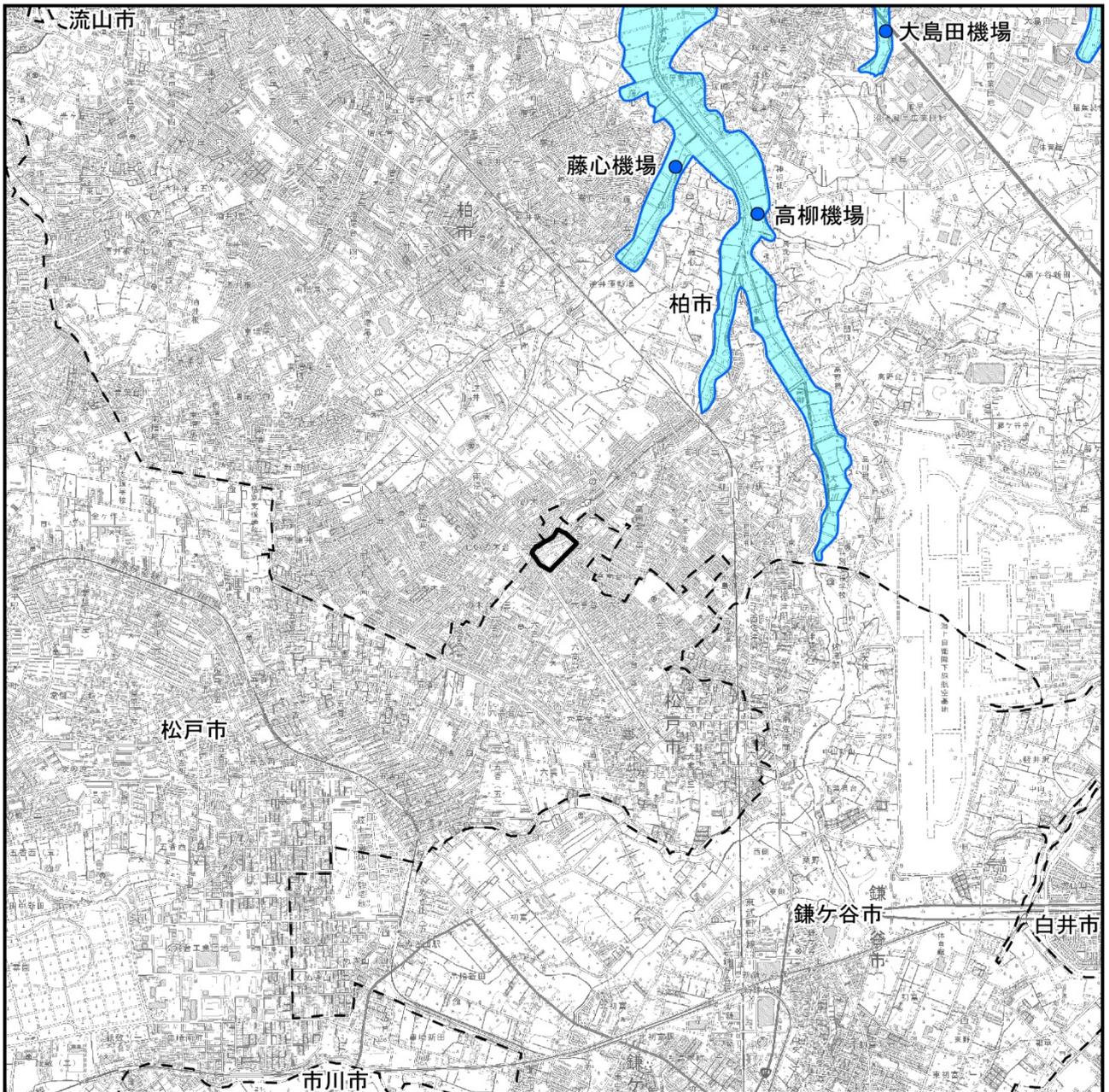
都市計画対象事業実施区域周辺の河川は、水道用水供給事業としての利用は行われていないが、農業用水としての利用は行われており、農業用水の利水状況は、図 3-2-3に示すとおりである。

なお、都市計画対象事業実施区域周辺を流れる大津川、金山落、染井入落の下流部及び手賀沼、下手賀沼、手賀川、下手賀川には第5種共同漁業権が設定されており、設定状況は表 3-2-7及び図 3-2-4に示すとおりである。

表 3-2-7 漁業権の設定状況

区分	免許 番号	種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置	漁業の名称 及び漁業時期
内水面						
共同 漁業 権	内共第7号 (手賀沼)	第5種	手賀沼 我孫子手賀沼	R5.9.1から R15.8.31まで	柏市、我孫子市、白井市 及び印西市地先 (手賀沼及びその支派川)	こい ふな うなぎ わかさぎ (1/1～12/31)

出典：「千葉県における漁業権の概要」（令和3年3月 千葉県農林水産部水産局）
「千葉県農林水産部水産課 課き取り」（令和5年8月）



凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 利水点
- 利水範囲

出典：「水系図」（千葉県手賀沼土地改良区ホームページ）
「千葉県手賀沼土地改良区 聞き取り」（令和 5 年 8 月）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

0 0.4 0.8 1.6km



図 3-2-3 農業用水の利水状況

3. 地下水の利用状況

松戸市及び周辺市の令和3年度における地下水の利用状況は、表 3-2-8に示すとおりである。また、千葉県における法律及び条例による地下水採取規制指定地域は、図 3-2-5に示すとおりである。

松戸市では、水道用及び工業用が主な用途となっており、これらの用途で全体の約9割を占めている。

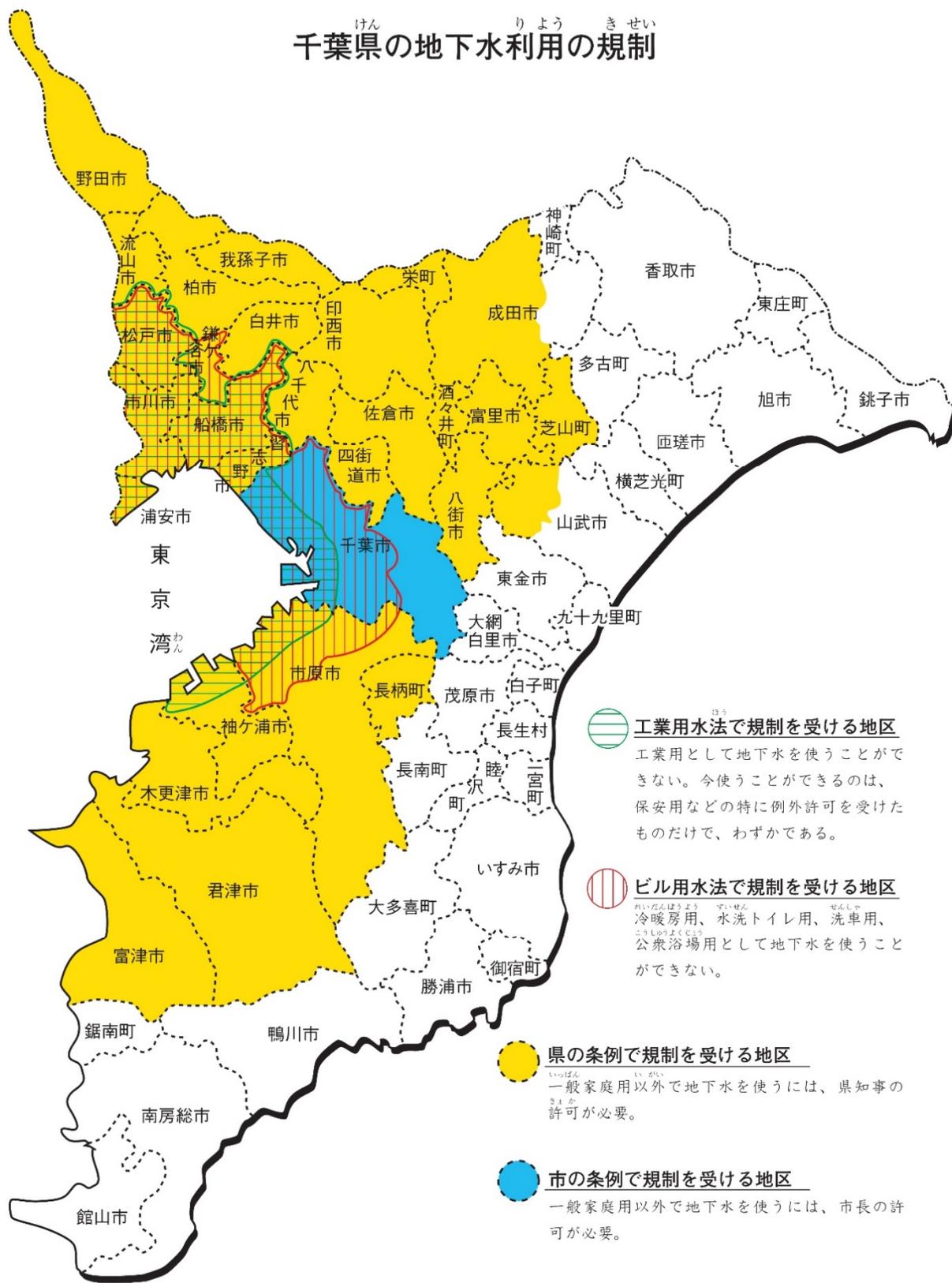
なお、松戸市は「工業用水法」、「ビル用水法」及び「千葉県環境保全条例」に基づく地下水採取規制の指定地域に該当する。

表 3-2-8 用途別揚水量の内訳（令和3年度）

市	項目	工業用 (m ³ /日)	ビル用 (m ³ /日)	水道用 (m ³ /日)	農業用 (m ³ /日)	その他 (m ³ /日)	計 (m ³ /日)	井戸稼働本数 (本)
松戸市		1,758	30	7,335	137	0	9,260	30
柏市		5,745	2,388	15,260	6,815	478	30,686	190
鎌ヶ谷市		105	208	64	7	207	591	12

出典：「令和3年地下水揚水量調査結果」（千葉県ホームページ）

千葉県けんの地下水利用りようの規制きせい



千葉市は、1992（平成4）年4月1日から政令指定都市となったため千葉市環境保全条例に基づく規制を行っている。

出典：「水のはなし2022」（令和4年3月 千葉県）

図 3-2-5 法律及び条例による地下水採取規制指定地域図

3-2-5 交通の状況

1. 道路交通

都市計画対象事業実施区域周辺における主要な道路の状況は、図 3-2-6に示すとおりである。また、令和3年度における交通量調査結果は、表 3-2-9に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺の主要道路として船橋我孫子線、白井流山線、松戸鎌ヶ谷線等があげられる。

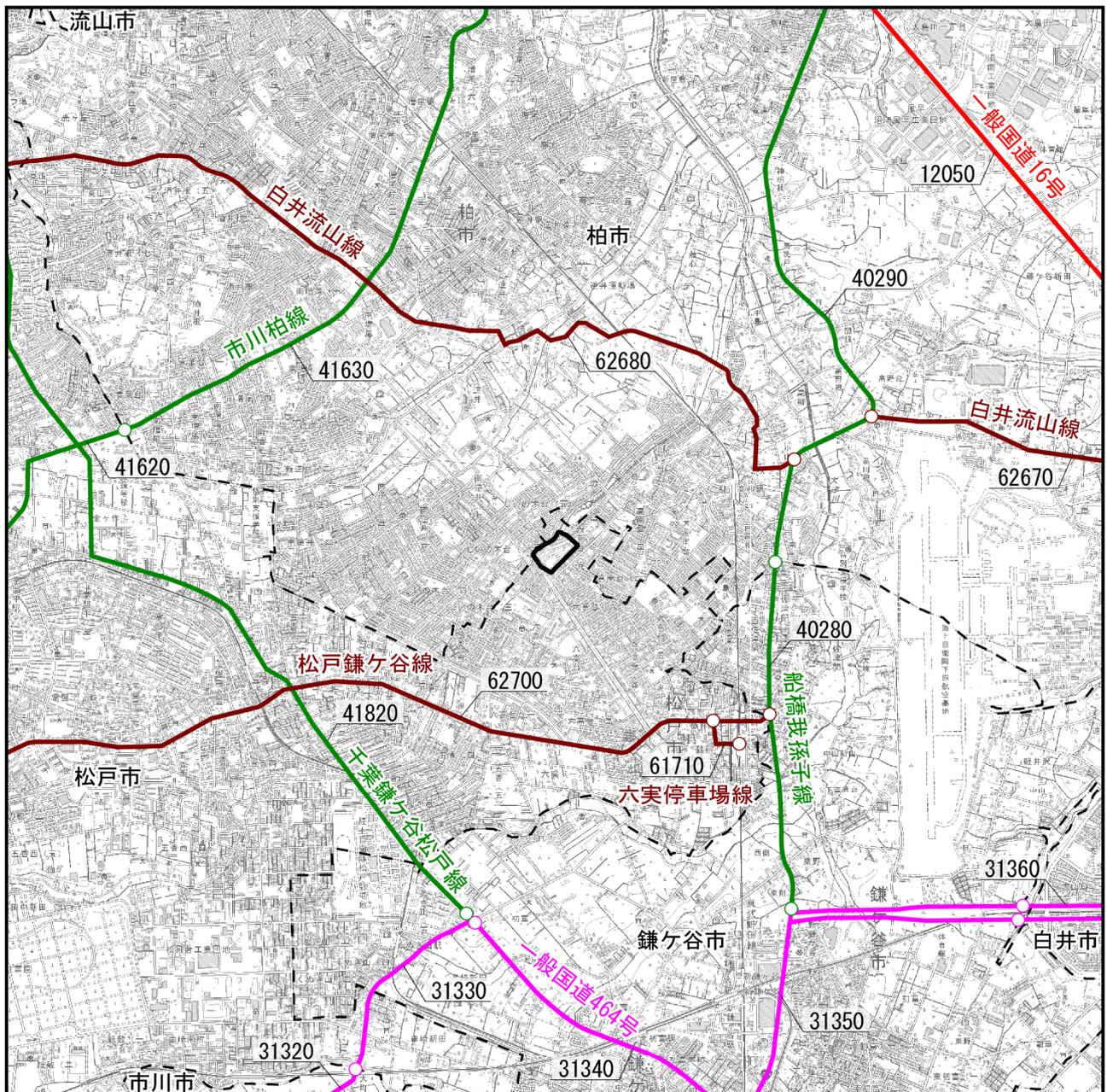
令和3年度の調査結果をみると、最寄りの調査地点である松戸鎌ヶ谷線（区間番号：62700）では、12時間交通量は9,549台、大型車混入率は16.5%となっている。また、最も交通量の多い一般国道16号（区間番号：12050）では、12時間交通量は24,772台、大型車混入率は32.1%となっている。

表 3-2-9 交通量調査結果（平日）

路線名	区間番号	調査地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計（台）			24時間自動車類 交通量上下合計（台）			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
一般国道 16 号	12050	柏市藤ヶ谷 664 地先	16,820	7,952	24,772	23,933	12,978	36,911	32.1
一般国道 464 号	31320	-	12,386	2,307	14,693	16,403	3,286	19,689	15.7
	31330	-	14,115	2,709	16,824	18,837	3,875	22,712	16.1
	31340	鎌ヶ谷市 初富本町 2-19-7	7,707	1,144	8,851	9,879	1,627	11,506	12.9
	31350	-	18,853	2,474	21,327	25,215	4,216	29,431	11.6
	31360	白井市根 1059	22,690	2,320	25,010	30,433	4,581	35,014	9.3
船橋我孫子線	40280	鎌ヶ谷市 富岡 1-4-38	8,442	1,328	9,770	10,929	1,870	12,799	13.6
	40290	柏市高柳 712	9,094	1,434	10,528	11,843	2,054	13,897	13.6
市川柏線	41620	松戸市紙敷 935-19	11,101	1,627	12,728	14,482	2,446	16,928	12.8
	41630	柏市増尾 4-1-33	9,156	552	9,708	11,691	1,124	12,815	5.7
千葉鎌ヶ谷松戸線	41820	-	7,140	750	7,890	9,076	1,181	10,257	9.5
六実停車場線	61710	松戸市六実 4-1-12	789	47	836	945	67	1,012	5.6
白井流山線	62670	-	8,408	1,212	9,620	10,920	1,778	12,698	12.6
	62680	柏市藤心 896-12	7,882	811	8,693	10,209	1,353	11,562	9.3
松戸鎌ヶ谷線	62700	松戸市常盤平 6-30	7,975	1,574	9,549	10,466	2,139	12,605	16.5

注) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値である。

出典：「令和3年度道路交通センサス 一般交通量調査」（令和5年6月 国土交通省道路局）

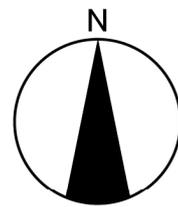


凡例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 一般国道 直轄
- 一般国道 補助国
- 主要地方道 (都道府県道・指定市道)
- 一般都道府県道・指定市の一般市道
- 区間番号

出典：「令和3年度道路交通センサス 一般交通量調査」
(令和3年6月 国土交通省道路局)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

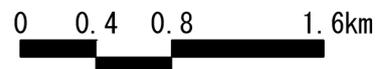


図 3-2-6 交通量調査路線図

2. 鉄道

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の鉄道の状況は、図 3-2-7に示すとおりである。また、平成28年度から令和2年度における駅別平均乗車人員の推移は、表 3-2-10に示すとおりである。

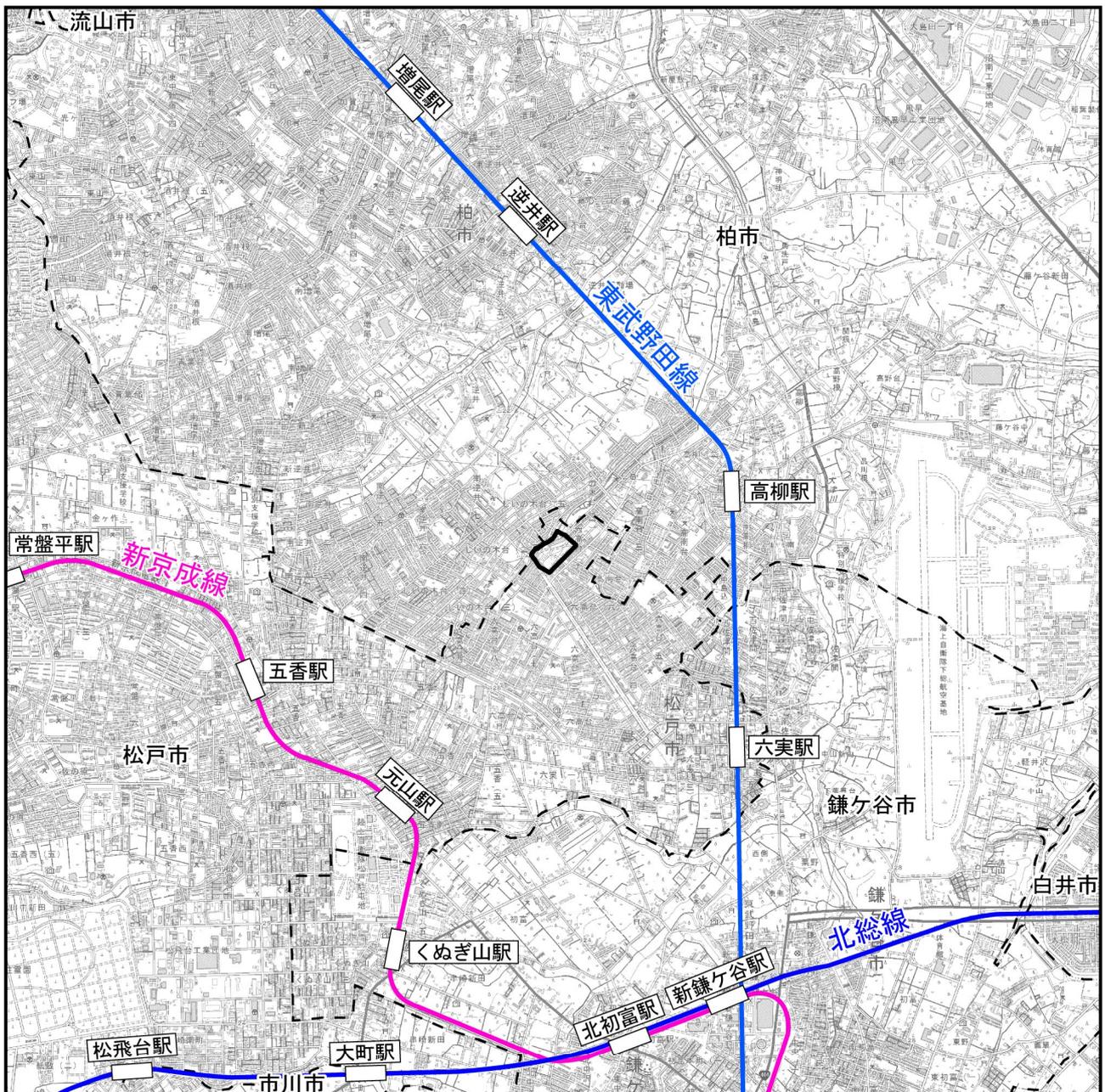
都市計画対象事業実施区域の最寄り駅は、東部野田線の高柳駅である。令和2年度における高柳駅の平均乗車人員は6,096人/日である。

表 3-2-10 駅別平均乗車人員

単位：人/日

路線	駅名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
東武野田線	増尾	6,614	6,707	6,693	6,562	5,083
	逆井	7,212	7,239	7,278	7,096	5,490
	高柳	6,965	7,100	7,286	7,388	6,096
	六実	7,726	7,720	7,710	7,433	5,713
新京成線	北初富	2,504	2,590	2,658	2,660	2,137
	くぬぎ山	3,512	3,633	3,635	3,616	2,929
	元山	9,340	9,266	9,217	9,115	7,119
	五香	15,045	15,019	14,966	14,807	11,458
	常盤平	9,475	9,490	9,457	9,514	7,329
北総線	松飛台	2,440	2,563	2,618	2,601	1,956
	大町	825	813	842	851	682
東武野田線 新京成線 北総線	新鎌ヶ谷	47,668	48,487	49,303	49,768	39,985

出典：「千葉県統計年鑑（平成29～令和3年）」（千葉県ホームページ）

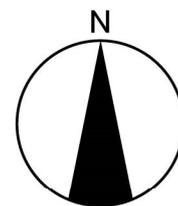


凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 東武野田線
- 新京成線
- 北総線

出典：「東武鉄道路線図」（令和2年10月 東武鉄道株式会社）
「停車駅ご案内」（令和4年11月 京成電鉄株式会社）
「路線図」（北総鉄道株式会社ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

0 0.4 0.8 1.6km

図 3-2-7 鉄道の状況

3-2-6 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

都市計画対象事業実施区域周辺における、学校、医療施設その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況は、表 3-2-11(1)～(5)及び図 3-2-8(1)～(3)に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺の環境の保全について特に配慮が必要な施設は、南西側約0.4kmの高柳西小学校及び北側に隣接する六実高柳老人福祉センター等があげられる。

また、住宅の配置の状況については、都市計画対象事業実施区域周辺は住宅が密集した地区となっている。

表 3-2-11(1) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市町	No.	施設名	住所
●幼稚園	松戸市	1	あさひ幼稚園	五香西 1-19-2
		2	金ヶ作幼稚園	金ヶ作 306
		3	北丘幼稚園	五香 7-19-1
		4	高木幼稚園	五香 8-1-9
		5	ひので幼稚園	常盤平 7-18-2
		6	牧の原梅檀幼稚園	牧の原 2-5
		7	むつみ幼稚園	六高台 3-50
	柏市	8	加賀幼稚園	加賀 2-13-1
		9	柏みどりこども園	東中新宿 3-23-10
		10	さかいね幼稚園	酒井根 11-4
		11	沼南幼稚園	高柳 1364
		12	晴山幼稚園	しいの木台 4-1-2
		13	高柳台幼稚園	高柳 623-4
		14	ますお幼稚園	増尾 1-10-7
		15	百合園幼稚園	南増尾 2-15-2
		16	麗澤幼稚園	光ヶ丘 2-1-1
	鎌ヶ谷市	17	かまがや幼稚園	中央 1-16-3
		18	鎌ヶ谷みどり幼稚園	栗野 210
		19	さつま幼稚園	佐津間 893
	市川市	20	大町不二幼稚園	大町 103
	白井市	21	英幼稚園	大山口 2-2-2
▲小学校	松戸市	1	金ヶ作小学校	金ヶ作 317
		2	高木第二小学校	五香 4-18-1
		3	常盤平第一小学校	常盤平 7-1
		4	常盤平第二小学校	常盤平 4-18
		5	東松戸小学校	紙敷 1-19-1
		6	牧野原小学校	牧の原 435-1
		7	松飛台小学校	五香西 4-22-1
		8	松飛台第二小学校	松飛台 59
		9	六実小学校	六高台 4-131
		10	六実第二小学校	六実 2-34-1
		11	六実第三小学校	六高台 3-141
	柏市	12	風早南部小学校	藤ヶ谷新田 111-2
		13	酒井根小学校	酒井根 19-2
		14	酒井根西小学校	酒井根 662-1
		15	酒井根東小学校	酒井根 1-2-1
		16	逆井小学校	逆井 452-2
		17	高柳小学校	高南台 3-14-12
		18	高柳西小学校	しいの木台 3-2
		19	土小学校	増尾 4-4-1
		20	土南部小学校	新逆井 1-10-1
		21	藤心小学校	藤心 880-1
		22	増尾西小学校	増尾台 3-5-9
	鎌ヶ谷市	23	五本松小学校	南初富 1-16-1
		24	西部小学校	初富 110
		25	北部小学校	栗野 735
	白井市	26	大山口小学校	大山口 2-2-1

出典：「令和3年版 千葉県教育便覧」（千葉県ホームページ）
「私立幼稚園名簿」（千葉県ホームページ）
「認定こども園一覧」（千葉県ホームページ）

表 3-2-11(2) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市町	No.	施設名	住所
■ 中学校	松戸市	1	金ヶ作中学校	金ヶ作 341-15
		2	第四中学校	五香西 1-6-1
		3	常盤平中学校	常盤平 7-25
		4	牧野原中学校	五香西 4-39-1
		5	六実中学校	六高台 5-166-1
	柏市	6	風早中学校	塚崎 1319
		7	酒井根中学校	酒井根 1-3-1
		8	逆井中学校	逆井 555
		9	高柳中学校	高南台 1-1-1
		10	土中学校	増尾 1-23-1
		11	南部中学校	南増尾 6-16-1
		12	光ヶ丘中学校	光ヶ丘 4-23-1
		13	麗澤中学校	光ヶ丘 2-1-1
	鎌ヶ谷市	14	第三中学校	栗野 450
		15	第五中学校	初富 806-262
	白井市	16	大山口中学校	大山口 2-1-1
◆ 高等学校	松戸市	1	松戸高校	紙敷 2-7-5
		2	松戸国際高校	五香西 5-6-1
		3	松戸六実高校	六高台 5-150-1
	柏市	4	沼南高柳高校	高柳 995
		5	柏陵高校	逆井 444-1
		6	麗澤高校	光ヶ丘 2-1-1
	鎌ヶ谷市	7	鎌ヶ谷西高校	初富 284-7
★ 大学・ 専門学校	柏市	1	麗澤大学	光ヶ丘 2-1-1
▼ その他の 教育施設	松戸市	1	つくし特別支援	金ヶ作 292-2
		2	松戸特別支援	栗ヶ沢 784-17
	柏市	3	我孫子特別支援学校 清新分校	高柳 995
◆ 図書館	松戸市	1	五香分館	五香 2-35-5 五香市民センター内
		2	常盤平分館	常盤平 3-30 常盤平市民センター内
		3	松飛台分館	松飛台 210-2 松飛台市民センター内
		4	六実分館	六高台 3-71 六実市民センター内
	柏市	5	高柳分館	高柳 1652-10 高柳近隣センター内
		6	南部分館	新逆井 2-5-13 南部近隣センター内
		7	光ヶ丘分館	光ヶ丘団地 200-5 光ヶ丘近隣センター内
		8	藤心分館	藤心 4-1-11 藤心近隣センター内
		9	増尾分館	増尾 3-1-1 増尾近隣センター内
	鎌ヶ谷市	10	西部分館	くぬぎ山 4-2-46-10 くぬぎ山コミュニティセンター内
		11	東初富分館	東初富 1-10-1 東初富公民館内
		12	北部分館	佐津間 631 北部公民館内

出典：「令和3年版 千葉県教育便覧」（千葉県ホームページ）

「私立幼稚園名簿」（千葉県ホームページ）
「認定こども園一覧」（千葉県ホームページ）
「施設案内」（松戸市ホームページ）
「市内図書館のご案内」（柏市ホームページ）
「図書館」（鎌ヶ谷市ホームページ）

表 3-2-11(3) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設）

区分	市町	No.	施設名	住所
■病院	松戸市	1	旭神経内科リハビリテーション病院	栗ヶ沢 789-1
		2	恩田第二病院	金ヶ作 302
		3	五香病院	五香 8-40-1
		4	常盤平中央病院	常盤平 6-1-8
		5	松戸牧の原病院	五香西 4-32-1
	柏市	6	東葛医療福祉センター光陽園	酒井根 24
		7	聖光ヶ丘病院	光ヶ丘団地 2-3
	鎌ヶ谷市	8	秋元病院	初富 808-54
		9	鎌ヶ谷総合病院	初富 929-6
		10	第2北総病院	初富 803
		11	東邦鎌谷病院	栗野 594
		12	初富保健病院	初富 114
◆福祉施設	特別養護老人ホーム			
	松戸市	1	松寿園	六高台 2-19-2
		2	松寿園アネックス	六高台 2-19-2
		3	ひまわりの丘	五香西 5-19-8
		4	明尽苑	金ヶ作 296-1
		5	やわら木苑	金ヶ作 277
	柏市	6	輝陽園	酒井根 45-1
		7	藤心八幡苑	藤心 293-2
	鎌ヶ谷市	8	アウル鎌ヶ谷	佐津間 568
		9	鎌ヶ谷翔裕園	初富字東野 848-10
		10	幸豊苑	栗野 225-1
		11	コミュニティホームくぬぎ山	初富 35-4
		12	さつまの里	佐津間 989-1
	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）			
	松戸市	13	明尽苑	金ヶ作 296-1
	柏市	14	大津川八幡苑	藤心 271-1
		15	輝陽園	酒井根 69-1
		16	グリーンヴィラ	逆井 1310-3
	介護老人保健施設			
	松戸市	17	エスポワール松戸	五香西 4-26-10
		18	シルバーケア常盤平	五香西 5-28
		19	シルバーケア松戸	串崎新田 172-1
		20	千の星・松戸	串崎新田 189-4
		21	東京おりーぶ苑	金ヶ作 276-28
	柏市	22	さかき光陽	酒井根 40-1
		23	蒼生の杜	逆井字定山 437-28
	鎌ヶ谷市	24	シルバーケア鎌ヶ谷	初富 125-1
		25	しんかま	初富 929-6
	介護医療院			
	柏市	26	介護医療院柏南	逆井 1144
	鎌ヶ谷市	27	初富保健病院介護医療院	初富 114
	軽費老人ホーム(ケアハウス)			
柏市	28	つるの家	酒井根 45-1	
鎌ヶ谷市	29	梨花苑	くぬぎ山 4-8-22	
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅は除く)				
松戸市	30	あずみ苑グランデ常盤平	金ヶ作 237-3	
	31	いろは常盤平	常盤平 3-17-2	
	32	応援家族 松戸	五香 4-22-116	

出典：「病院・診療所名簿」（ちば医療ナビ）
「社会福祉施設等一覧表（令和4年度）」（千葉県ホームページ）
「けあプロ・navi」（松戸市ホームページ）
「施設案内」（柏市ホームページ）
「鎌ヶ谷市社会資源マップ」（鎌ヶ谷市ホームページ）
「鎌ヶ谷市内の介護施設一覧」（鎌ヶ谷市ホームページ）

表 3-2-11(4) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設）

区分	市町	No.	施設名	住所
◆福祉施設	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅は除く)			
	松戸市	33	きづな	五香 1-5-30
		34	そんぽの家 松戸五香	五香 3-25-4
		35	ときわ苑	五香西 5-30-3
		36	ハーモニー松戸	五香西 5-3-14
		37	ハーモニー六高台	六高台 9-56-3
		38	松戸ナーシングヴィラそよ風	常盤平 5-24-2
		39	めいと東松戸	串崎南町 266-1
		40	リアンレーヴ松戸	六高台 2-42-1
	柏市	41	あずみ苑ラ・テラス逆井	逆井 2-11-1
		42	イリーゼまつど五香	しいの木台 4-28-2
		43	イル・クォーレ千葉柏	増尾 4-1-35
		44	かしわ翔裕園	南逆井 4-9-4
		45	グッドタイムナーシングホーム ・柏高柳	高柳 1141-1
		46	在宅ホスピス柏南増尾	南増尾 1-14-11
		47	サンシティ柏 (壺番館・弐番館)	増尾台 1-2-1
		48	サンシティ柏 (参番館)	中原 2-1-1
		49	生活クラブ風の村サポートハウス 光ヶ丘	東中新宿 4-5-12
		50	藤の台ガーデンヒルズ	逆井藤ノ台 23-5
		51	ホームステーションらいふ柏南 ・はなみずき	南増尾 6-15-19
		52	リベアホーム柏高柳	高柳 1402-5
	鎌ヶ谷市	53	あいらの杜新鎌ヶ谷	初富 26-7
		54	アビタシオン鎌ヶ谷	新鎌ヶ谷 4-12-3
		55	ハッピーライフ菜の花館	初富 373-11
		56	ベルソレイユ鎌ヶ谷	南佐津間 3-17
	市川市	57	アイホーム市川まつひ台	市川市大町 558
		58	リアンレーヴ市川	市川市大町 563,564
	老人憩の家			
	鎌ヶ谷市	59	鎌ヶ谷市老人憩の家	くぬぎ山 2-1-8
		60	鎌ヶ谷市老人憩の家	初富 102-207
		61	鎌ヶ谷市老人憩の家	初富 221-1
62		鎌ヶ谷市老人憩の家	南佐津間 12-15	
老人福祉センター				
松戸市	63	常盤平老人福祉センター	常盤平 3-25	
	64	六実高柳老人福祉センター	高柳 1832	
柏市	65	南部老人福祉センター「かたくりの里」	藤心 293-1	
	66	沼南老人福祉センター「いこい荘」	塚崎 1356	

出典：「社会福祉施設等一覧表（令和4年度）」（千葉県ホームページ）

「けあプロ・navi」（松戸市ホームページ）

「施設案内」（柏市ホームページ）

「鎌ヶ谷市社会資源マップ」（鎌ヶ谷市ホームページ）

「鎌ヶ谷市内の介護施設一覧」（鎌ヶ谷市ホームページ）

表 3-2-11 (5) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（保育施設）

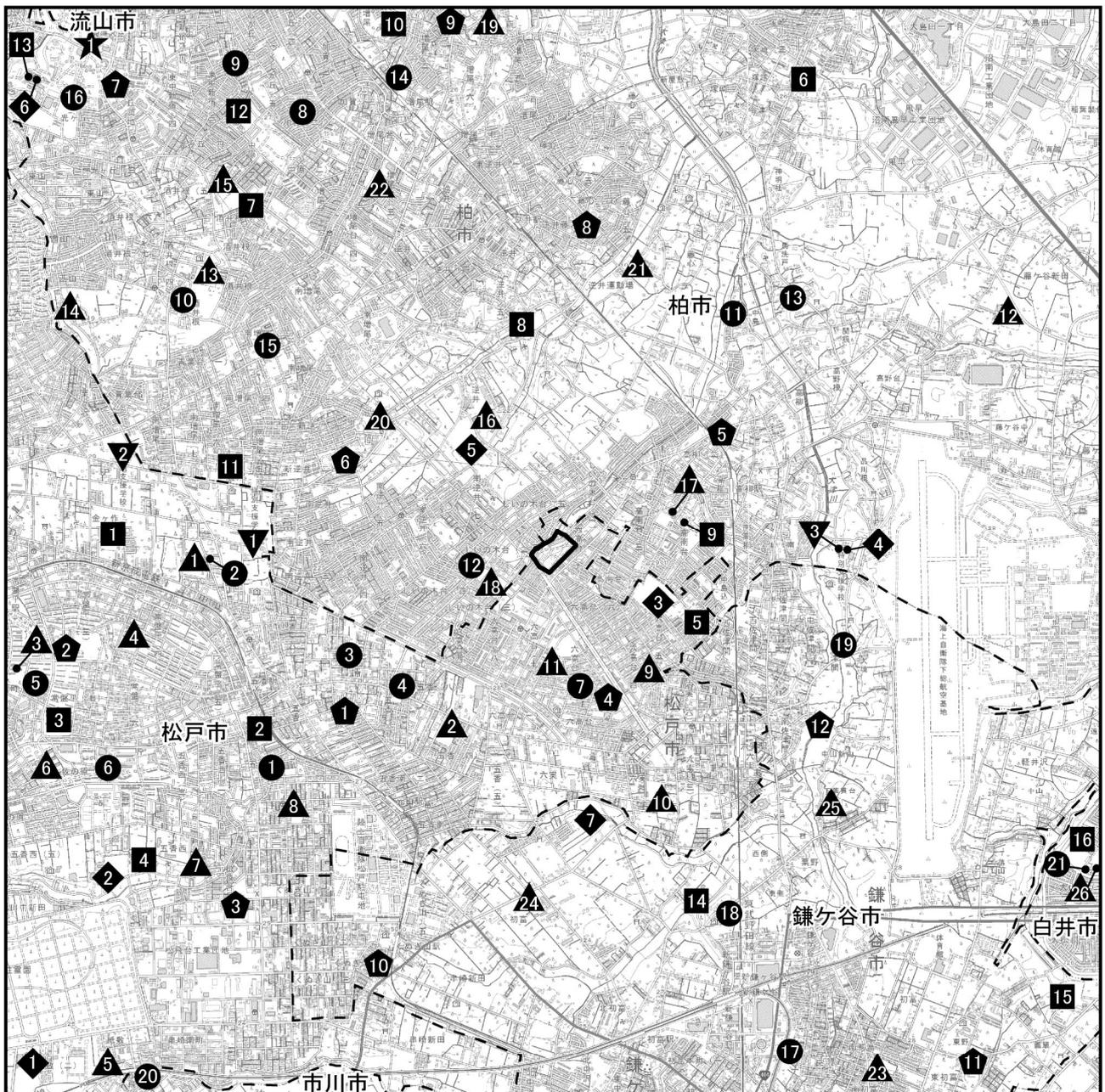
区分	市町	No.	施設名	住所
●保育施設	松戸市	1	あそびのてんさい五香東保育園	五香6-1-9
		2	金ケ作保育園	金ケ作306
		3	金ケ作保育園なのはなルーム	常盤平3-13-3
		4	金ケ作保育園元山駅なのはなルーム	五香南1-5-1
		5	こうぜん保育園	六実5-1-1
		6	こうぜん保育園いずみ	六実5-1-6
		7	五香子すずめ保育園	五香2-35-8
		8	ここりの森保育園五香	五香西1-15-24
		9	ここりの森保育園五香東口	金ケ作408-318
		10	ここりの森保育園常盤平	常盤平1-22-5
		11	ここりの森保育園六高台	六高台8-41-1
		12	ここりの森保育園六高台第二	六高台8-41-1
		13	こすもすべいルーム常盤平	常盤平1-29-3
		14	常盤平駅前ナーサリースクール	常盤平3-1-1
		15	ときわ平保育園さくらんぼルーム	常盤平2-9-3
		16	ドルチェルーム松飛台	紙敷1-29-5
		17	はなみずきこども園	常盤平3-25-2
		18	はなみずきこども園五香ルーム	常盤平5-11-23
		19	牧の原保育所	牧の原2-73
		20	松飛台保育所	五香西4-44-1
		21	みらいまつど保育園	常盤平7-31-26
		22	ミルキーホーム五香園	常盤平6-3-15
		23	六実保育所	六高台1-40
		24	RuRi 松戸保育園	常盤平3-10-1
		25	ルンルンルーム保育園	小金原7-34-9
		26	六高台保育園	六実6-13-2
	27	AIAI NURSERY 高柳	高柳1493-1	
	28	柏さかさい保育園	逆井1377-1	
	29	柏みどり保育園	東中新宿3-23-1	
	30	Kid's Encourage	加賀3-23-6	
	31	キッズルームアリス高柳保育園	高柳1498-1	
	32	酒井根保育園	酒井根4-10-33	
	33	咲さく良保育園	高柳2-6-4	
	34	第二ますお幼稚園	増尾台4-6-60	
	35	高柳保育園	高柳1503-9	
	36	土南部保育園	逆井1305-2	
	37	ニチイキッズ逆井みなみ保育園	逆井5-15-19	
	38	東中新宿保育園	東中新宿4-5-24	
	39	保育室みどりの木	東中新宿1-23-16	
	40	増尾保育園	増尾6-6-1	
	41	みなみ高柳保育園	高柳1337-2	
	42	AIAI MINI 新鎌ヶ谷	新鎌ヶ谷1-10-5	
	43	あおぞら保育園	初富354-1	
	44	あっとほーむママ・にじのこ	新鎌ヶ谷3-1-19	
	45	栗野保育園	栗野740-3	
	46	鎌ヶ谷ピコレール保育園	新鎌ヶ谷1-13-3	
	47	スクルドエンジェル保育園新鎌ヶ谷園	新鎌ヶ谷1-16-10	
	48	たかし保育園新鎌ヶ谷	初富919-15	
	49	ふじのこ保育園	初富82-1	
	50	ふたば園	新鎌ヶ谷1-10-29	
	51	みちる kids 園	新鎌ヶ谷1-11-20	
	52	はなぶさ保育園	大山口2-2-4	

出典：「社会福祉施設等一覧表（令和4年度）」（千葉県ホームページ）

「保育施設一覧」（松戸市ホームページ）

「認定こども園・保育園」（柏市ホームページ）

「保育園・認定こども園・小規模保育事業空き状況、受入状況」（鎌ヶ谷市ホームページ）



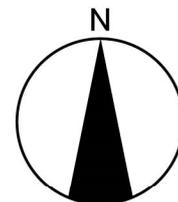
凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- - - 市境
- 幼稚園 ◆ 高等学校 ▼ その他
- ▲ 小学校 ★ 大学・専門学校
- 中学校 ⬠ 図書館

注) 図中の番号は表 3-2-11(1)、(2)と一致する。

出典：「令和3年版 千葉県教育便覧」(千葉県ホームページ)
「私立幼稚園名簿」(千葉県ホームページ)
「認定こども園一覧」(千葉県ホームページ)
「施設案内」(松戸市ホームページ)
「市内図書館のご案内」(柏市ホームページ)
「図書館」(鎌ヶ谷市ホームページ)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

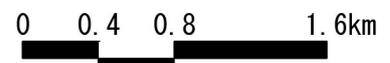
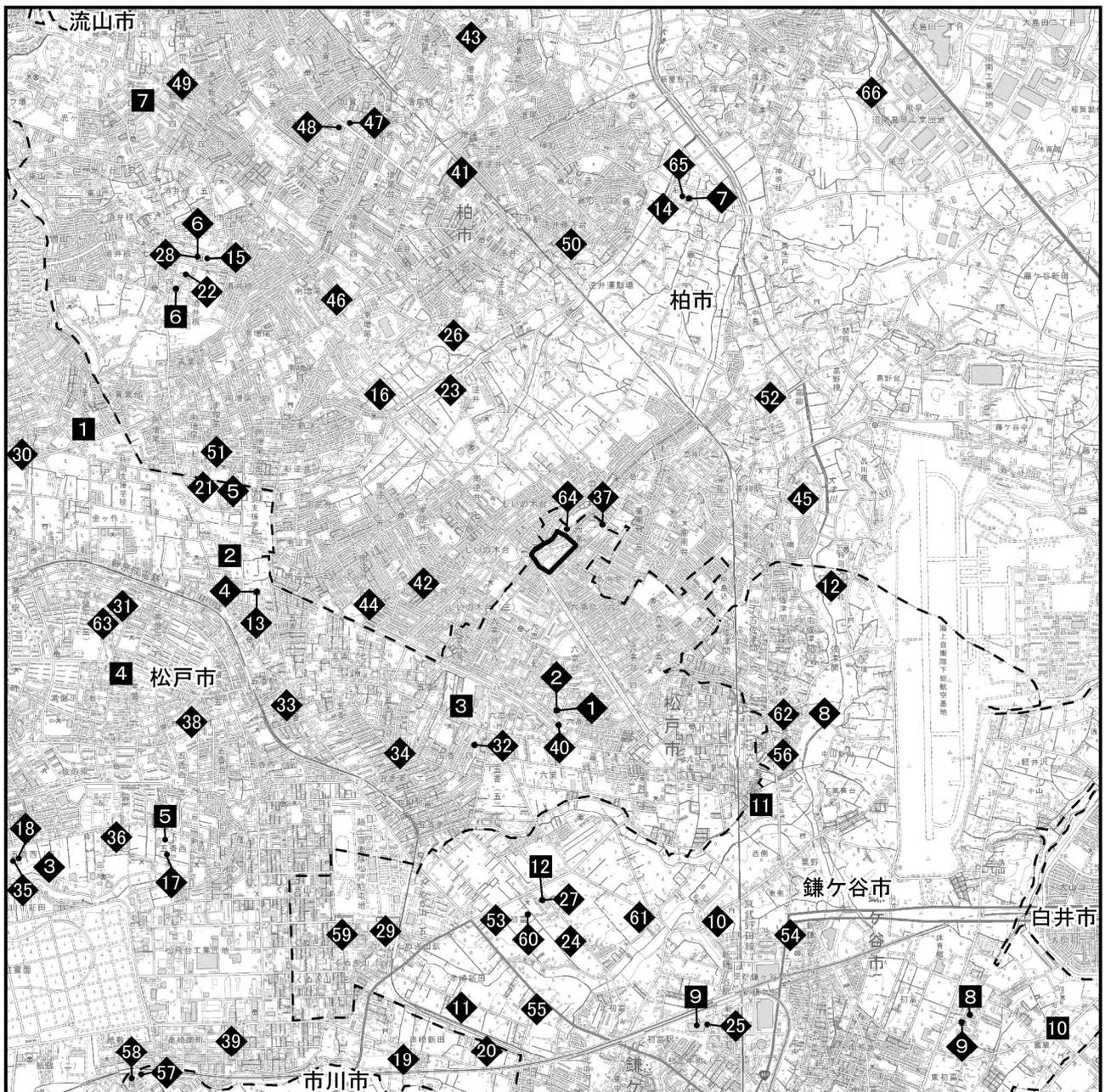


図 3-2-8(1) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設(教育施設)



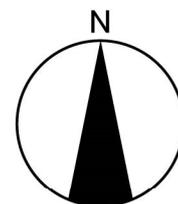
凡 例

-  都市計画対象事業実施区域
-  市境
-  病院
-  福祉施設

注) 図中の番号は表 3-2-11(3)、(4)と一致する。

出典：「病院・診療所名簿」(ちば医療ナビ)
「社会福祉施設等一覧表(令和4年度)」(千葉県ホームページ)
「けあプロ・navi」(松戸市ホームページ)
「施設案内」(柏市ホームページ)
「鎌ヶ谷市社会資源マップ」(鎌ヶ谷市ホームページ)
「鎌ヶ谷市内の介護施設一覧」(鎌ヶ谷市ホームページ)

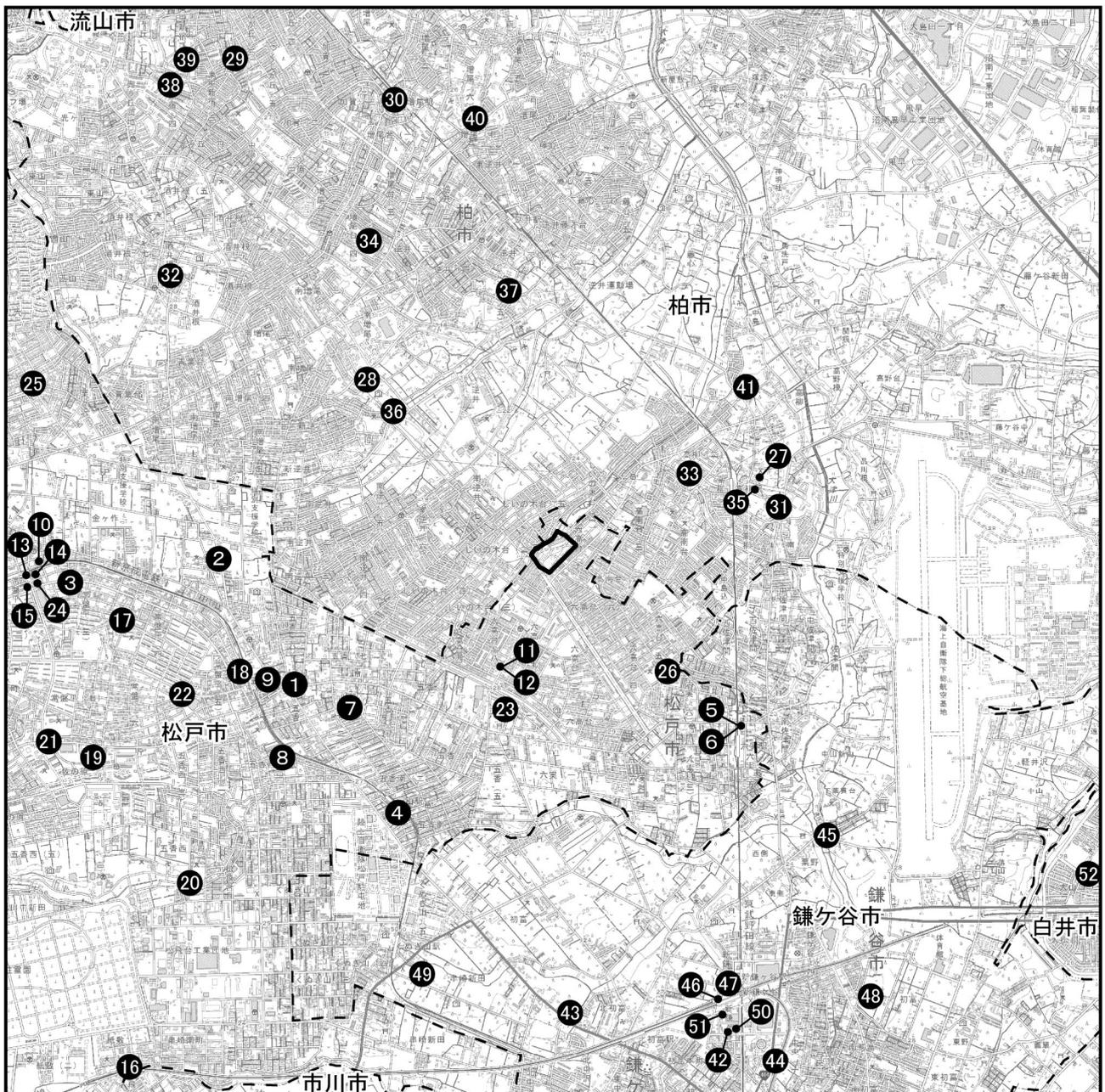
この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

0 0.4 0.8 1.6km

図 3-2-8(2) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設(医療・福祉施設)



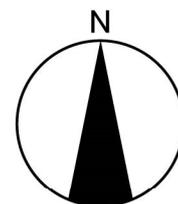
凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 保育施設

注) 図中の番号は表 3-2-11(5)と一致する。

出典：「社会福祉施設等一覧表（令和4年度）」（千葉県ホームページ）
「保育施設一覧」（松戸市ホームページ）
「認定こども園・保育園」（柏市ホームページ）
「保育園・認定こども園・小規模保育事業空き状況、受入状況」（鎌ヶ谷市ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000



図 3-2-8(3) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（保育施設）

3-2-7 下水道の整備の状況

松戸市及び周辺市の令和2年度における公共下水道の普及状況は、表 3-2-12に示すとおりである。また、松戸市における公共下水道の普及状況の推移は、表 3-2-13に示すとおりである。

松戸市の令和2年度の公共下水道整備率は面積比で69.5%、普及率は人口比で87.2%である。

表 3-2-12 公共下水道普及状況（令和2年度）

市	行政区域		全体 計画 面積 (ha)	汚水 整備 面積 (ha)	処理 人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
	面積 (ha)	人口 (千人)					
松戸市	6,138	498.3	5,720	3,977	434.7	69.5	87.2
柏市	11,474	429.6	7,360	4,787	388.7	65.0	90.5
鎌ヶ谷市	2,108	110.0	1,732	664	74.8	38.3	68.0

注1) 人口は「住民基本台帳」による令和3年3月31日現在の数値である。

注2) 行政区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府市区町村別面積調」による2020(令和2)年10月1日現在の数値である。

注3) 端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

出典：「千葉県統計年鑑（令和3年）」（千葉県ホームページ）

表 3-2-13 松戸市の公共下水道普及状況の推移

年度	行政区域		全体 計画 面積 (ha)	汚水 整備 面積 (ha)	処理 人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
	面積 (ha)	人口 (千人)					
平成28年度	6,138	492.8	5,720	3,844	418.4	67.2	84.9
平成29年度	6,138	494.7	5,720	3,880	422.8	67.8	85.5
平成30年度	6,138	497.0	5,720	3,899	426.9	68.2	85.9
令和元年度	6,138	499.0	5,720	3,935	431.8	68.8	86.5
令和2年度	6,138	498.3	5,720	3,977	434.7	69.5	87.2

注1) 人口は「住民基本台帳」による令和3年3月31日現在の数値である。

注2) 行政区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府市区町村別面積調」による2020(令和2)年10月1日現在の数値である。

注3) 端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

出典：「千葉県統計年鑑（平成29～令和3年）」（千葉県ホームページ）

3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1. 公害防止関係法令等

(1) 大気

① 大気汚染に係る環境基準等

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準、有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、微小粒子状物質に係る環境基準、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準は、表 3-2-14(1)～(4)に示すとおりである。また、環境基準以外の指針値等は、表 3-2-15に示すとおりである。

表 3-2-14(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	-
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	-
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 環告第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 環告第 38 号）

表 3-2-14(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 環告第 4 号）

表 3-2-14(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
出典：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月 環告第33号)

表 3-2-14(4) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。

備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年12月 環告第68号)

表 3-2-15 その他の指針値等

物質	指針値・目標値	根拠
非メタン炭化水素	午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲以下	①
二酸化窒素	日平均値の年間98%値が 0.04ppm 以下	②
塩化水素	目標環境濃度 0.02ppm 以下	③
アクリロニトリル	年平均値 $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	④
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
水銀	年平均値 $0.04\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 $0.025\mu\text{gNi}/\text{m}^3$ 以下	
クロロホルム	年平均値 $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	⑤
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 $6\text{ng-As}/\text{m}^3$ 以下	⑥
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 $0.14\mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下	⑦
塩化メチル	年平均値 $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	⑧
アセトアルデヒド	年平均値 $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	

注) 表中の根拠は以下に示すとおりである。

- ①：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(答申)」(昭和51年8月 中央公害対策審議会)
- ②：「二酸化窒素に係る環境目標値について(千葉県環境部長通知)」(昭和54年8月 大第114号)
- ③：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年6月 環大規第136号)
- ④：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年7月 中環審第143号)
- ⑤：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第八次答申)」(平成18年11月 中環審)
- ⑥：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第九次答申)」(平成22年10月 中環審)
- ⑦：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第十次答申)」(平成26年4月 中環審)
- ⑧：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第十二次答申)」(令和2年8月 中環審第1132号)

② 大気汚染に係る規制基準

本事業は、「大気汚染防止法」に定めるばい煙発生施設及び水銀排出施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、有害物質及び水銀の排出基準が適用される。

さらに、この施設は「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める大気基準適用施設に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

ア. 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。松戸市はK=1.75が適用される。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q : 硫黄酸化物の排出量 (m³_N/時)

He : 補正された排出口の高さ (煙突実高+煙上昇高) (m)

K : 地域によって異なる値 (松戸市はK=1.75)

また、硫黄酸化物の総量規制は、表 3-2-16に示すとおりである。工場・事業場が集合している地域について、工場・事業場ごとに総排出量を規制している。都市計画対象事業実施区域がある松戸市は千葉北部区域に該当し、規制基準が適用される。また、小規模工場については、表 3-2-17に示すとおり、石油系燃料中の硫黄含有率を規制している。

表 3-2-16 硫黄酸化物に係る総量規制基準（原燃料使用量が 500L/h 以上）

区域	総量規制基準
千葉北部区域 松戸市、市川市、浦安市、 船橋市、習志野市	$Q = 3.3W^{0.90} + 0.5 \times 3.3 \{ (W + W_i)^{0.90} - W^{0.90} \}$

注) Q : 許容硫黄酸化物量 (m³_N/h)

W : 昭和51年9月30日(小型ボイラーについては昭和60年9月9日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年1月31日並びにガス機関及びガソリン機関については平成3年1月31日)までに設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算したもの(kL/h)

W_i : 昭和51年10月1日(小型ボイラーについては昭和60年9月10日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年2月1日並びにガス機関及びガソリン機関については平成3年2月1日)以後に設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算したもの(kL/h)

出典 : 「硫黄酸化物に係る総量規制基準」

(昭和51年8月 千葉県告示第531号及び昭和63年1月 千葉県告示第65号)

表 3-2-17 硫黄酸化物に係る燃料使用基準

工場・事業場の規模	50L/h 以上200 L/h 未満	200L/h 以上500 L/h 未満
石油系燃料中硫黄許容含有率	0.8%	0.6%

出典 : 「硫黄酸化物に係る燃料使用基準」

(昭和51年8月 千葉県告示第532号及び昭和63年1月 千葉県告示第66号)

イ. 窒素酸化物

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準は、表 3-2-18 に示すとおりである。

表 3-2-18 廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準

施設の種類	排出ガス量 (万m ³ _N /時)	排出基準 (ppm)	施設設置年月日
浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4 以上	450 (0n=12%)	昭和54年 8 月10日以降
	4 以下		
特殊廃棄物焼却炉 ^{注)} (連続炉)	4 以上	250 (0n=12%)	
	4 以下	700 (0n=12%)	
上記 2 項以外の廃棄物焼却炉	4 以上	250 (0n=12%)	
	4 以下		

注) ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処置する工程から排出される廃棄物を焼却するものをいう。

備考 窒素酸化物の濃度は、次式により算出された濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 補正後の窒素酸化物の濃度 (ppm)

0n : 標準酸素濃度 (12%)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。)

Cs : 排出ガス中の窒素酸化物の実測値 (ppm) (JIS K 0104による。)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年 6 月 厚生省・通商産業省令第 1 号)

また、「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」に基づく窒素酸化物の総量規制は、表 3-2-19 に示すとおりである。工場・事業場が集合している地域について、工場・事業場ごとに総排出量を規制している。都市計画対象事業実施区域がある松戸市は対象地域に該当し、規制基準が適用される。

表 3-2-19 「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」に基づく窒素酸化物の総量規制

区域	指導基準
市川市、木更津市、松戸市、習志野市、柏市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、野田市 (関宿台町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿元町、関宿元町飛地、関宿内町、関宿町、関宿三軒家、平井、東宝珠花、次木、新野井、子布内、桐ヶ作、平成、柏寺、中戸、中戸谷津、新田戸、西高野、はやま、東高野、木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、岡田、岡田新田、丸井を除く)	$Q = 1.86W^{0.95} + 1.31Wi^{0.95}$

Q : 許容窒素酸化物量 (m³_N/h)

W : 昭和58年 3 月31日 (小型ボイラーについては昭和60年 9 月 9 日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年 1 月31日並びにガス機関及びガソリン機関については平成 4 年 3 月31日) までに設置され通常稼動しているばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの (kJ/h)

Wi : 昭和58年 4 月 1 日 (小型ボイラーについては昭和60年 9 月10日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年 2 月 1 日並びにガス機関及びガソリン機関については平成 4 年 4 月 1 日) 以後に設置され通常稼動するすべてのばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの (kJ/h)

出典 : 「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」(昭和58年 4 月 千葉県)

ウ. ばいじん

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉の処理能力に応じた一般排出基準が定められている。また、「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」に基づき一部地域で上乘せ基準が定められており、松戸市は上乘せ基準の適用地域である。排出基準は、表 3-2-20(1)、(2)に示すとおりである。

表 3-2-20(1) 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準（一般排出基準）

施設の種類	廃棄物の 処理能力 (t/時)	一般排出基準 (g/m ³ _N)		
		～平成10. 6. 30 設置	平成10. 7. 1 以後設置	0n (%)
廃棄物焼却炉	4 以上	0.08	0.04	12
	2 以上 4 未満	0.15	0.08	
	2 未満	0.25	0.15	

- 備考 (1) 一般排出基準に掲げるばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$
 C : ばいじんの濃度 (g/m³_N)
 0n : 標準酸素濃度 (%)
 0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)
 Cs : 排出ガス中のばいじんの実測値 (g/m³_N) (JIS Z 8808による。)
 なお、標準酸素濃度0nが0sの施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、C = Csとする。
- (2) 当該ばいじんの濃度には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれていないものとする。
- (3) ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。
- (4) 上乘せ基準適用地域にあっては、一般排出基準と上乘せ基準のいずれか厳しい基準が適用される。
- 出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月 厚生省・通商産業省令第1号）

表 3-2-20(2) 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準（上乘せ基準）

施設の種類	排出ガス量（湿り） (万m ³ _N /h)	上乘せ基準 (g/m ³ _N)
廃棄物焼却炉（連続炉）	4 以上	0.10
	1 以上 4 未満	0.20
	1 未満	—
上記以外の廃棄物焼却炉	—	0.40

- 備考 (1) 上乘せ基準は標準酸素濃度による補正は行わない。
- 出典：「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」（昭和46年12月 千葉県条例第67号）

エ. 塩化水素

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉における塩化水素の一般排出基準は、表 3-2-21に示すとおりである。

表 3-2-21 廃棄物焼却炉における塩化水素の排出基準

施設の種類	物質の種類	一般排出基準 (mg/m ³ _N)
廃棄物焼却炉	塩化水素	700

注) 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする。

$$C = \{9 / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 補正後の塩化水素濃度 (mg/m³_N)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

Cs : 排出ガス中の塩化水素実測値 (mg/m³_N) (JIS K 0107による)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月 厚生省・通商産業省令第1号)

オ. 水銀

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉における水銀の排出基準は、表 3-2-22に示すとおりである。

表 3-2-22 廃棄物焼却炉における水銀の規制基準

施設の種類	排出基準 (μg/m ³ _N)	
	～平成30. 3. 31 設置	平成30. 4. 1 以後設置
廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉、 下水汚泥焼却炉)	50 (0n=12%)	30 (0n=12%)

注) 水銀の濃度の測定結果の基準との適否については、下記の式を用いて標準酸素濃度による補正を行う。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 酸素濃度0nにおける水銀濃度 (μg/m³_N)

0n : 標準酸素濃度 (%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs : 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であって圧力が一気圧の状態における排出ガス 1 m³中の量に換算したもの (μg/m³_N)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月 厚生省・通商産業省令第1号)

カ. ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準は、表 3-2-23に示すとおりである。

表 3-2-23 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類排出基準

施設の種類	焼却能力 ^{注1)}	排出基準 (ng-TEQ/m ³ _N) ^{注2)}		O _n (%)
		～平成12. 1. 14 設置	平成12. 1. 15 以後設置	
廃棄物焼却炉	4,000kg/時以上	1	0.1	12
	2,000～4,000kg/時未満	5	1	
	2,000kg/時未満	10	5	

注1) 火床面積0.5m²以上又は焼却能力が50kg/時以上について適用される。

注2) ダイオキシン類の濃度は次の式によって換算した濃度とする。

$$C = \{(21 - 0_n) / (21 - 0_s)\} \times C_s$$

C : 酸素濃度0_nにおけるダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m³_N)

0_n : 換算する酸素濃度 (%)

0_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

C_s : 排出ガス中のダイオキシン類の実測濃度 (ng-TEQ/m³_N)

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月 総理府令第67号)

(2) 水質

① 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の基準として人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準も定められている。

ア. 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類の環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は表 3-2-24(1)に、ダイオキシン類の環境基準は表 3-2-24(2)に示すとおりである。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について、ダイオキシン類の環境基準は公共用水域、地下水及び底質について一律に定められている。

表 3-2-24(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

表 3-2-24(2) ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

項目	基準値
水質	1 pg-TEQ/L以下
地下水	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 水質及び地下水の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月 環告第68号）

イ. 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 3-2-25に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域北側を流れる上大津川については、河川C類型及び生物B類型に指定されている。

表 3-2-25 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L以上	—

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする。）とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
- 3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

ウ. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3-2-26に示すとおりである。

なお、地下水のダイオキシン類の環境基準は、表 3-2-24(2)に示したとおりである。

表 3-2-26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月 環境庁告示第10号）

② 水質汚濁に係る規制基準

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、「水質汚濁防止法」に定める特定施設に該当する。本事業は、この特定施設を設置するため特定事業場に該当する。また、都市計画対象事業実施区域は、「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定地域（手賀沼流域）に指定されており、上乗せ排水基準及び汚濁負荷量に係る規制基準が適用される。

なお、松戸市（一部除く）は「水質汚濁防止法」に規定する東京湾総量規制に係る指定地域に指定されており、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量に対する総量規制基準が定められているが、都市計画対象事業実施区域は指定地域外である。

本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

ア. 有害物質に係る排水基準

有害物質に係る排水基準は、表 3-2-27に示すとおりである。有害物質に係る排水基準は、排水量にかかわらずすべての特定事業場に適用されるが、本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

表 3-2-27 排水基準（有害物質）

項目	排水基準	備考
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L ^{**}	ごみ焼却施設
シアン化合物	不検出 ^{**}	
有機燐化合物	不検出 ^{**}	
鉛及びその化合物	0.1mg/L	
六価クロム化合物	0.05mg/L ^{**}	
砒素及びその化合物	0.05mg/L ^{**}	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L ^{**}	
アルキル水銀化合物	不検出	
P C B	不検出 ^{**}	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	全業種
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
ジクロロメタン	0.2mg/L	
四塩化炭素	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
チウラム	0.06mg/L	
シマジン	0.03mg/L	
チオベンカルブ	0.2mg/L	
ベンゼン	0.1mg/L	
セレン及びその化合物	0.1mg/L	
ほう素及びその化合物	10mg/L	海域以外
	230mg/L	海域
ふっ素及びその化合物	8mg/L	海域以外
	15mg/L ^{注1)}	海域
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L ^{注2)}	全業種
	1,4-ジオキサン	

注1) 日平均排水量が30m³以上の場合、上乗せ基準10mg/Lが適用される。

注2) アンモニア性窒素に0.4 を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量である。

注3) 「*」は上乗せ排水基準である。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月 総理府令第35号）

「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和50年12月 千葉県条例第50号）

イ. 有害物質以外に係る排水基準

有害物質以外に係る排水基準は、表 3-2-28に示すとおりである。有害物質以外に係る排水基準は、業種、排水量等によりそれぞれの基準が定められている。

なお、本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

表 3-2-28 排水基準（有害物質以外）

項目	排水基準	備考	
生物化学的酸素要求量（BOD） 又は化学的酸素要求量（COD）	30mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満	
	20mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満	
	10mg/L	500m ³ 以上	
浮遊物質（SS）	60mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満	
	40mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満	
	20mg/L	500m ³ 以上	
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満
		3mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		2mg/L	500m ³ 以上
	動植物油脂類含有量	30mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満
		5mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		3mg/L	500m ³ 以上
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6	10m ³ 以上30m ³ 未満	
	5.8～8.6	30m ³ 以上（海域以外）	
	5～9	30m ³ 以上（海域）	
フェノール類	5mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満	
	0.5mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満 500m ³ 以上	
銅含有量	3mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満	
	1mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満 500m ³ 以上	
亜鉛含有量	5mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満	
	1mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満 500m ³ 以上	
溶解性鉄含有量	10mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満	
	5mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満	
	1mg/L	500m ³ 以上	
溶解性マンガン含有量	10mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満	
	5mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満	
	1mg/L	500m ³ 以上	
クロム含有量	2mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満	
	0.5mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満 500m ³ 以上	
大腸菌群数	3,000個/cm ³	10m ³ 以上30m ³ 未満	
		30m ³ 以上500m ³ 未満	
		500m ³ 以上	
窒素含有量（T-N）	25mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満	
	15mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満	
	10mg/L	500m ³ 以上	
リン含有量（T-P）	2mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満	
	1mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満	
	0.5mg/L	500m ³ 以上	

注）排水量は、1日あたりの平均排水量である。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月 総理府令第35号）

「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和50年12月 千葉県条例第50号）

ウ. ダイオキシン類の排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の排出基準は、表 3-2-29 に示すとおりである。

なお、本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

表 3-2-29 ダイオキシン類の排出基準

施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年12月 総理府令第617号）

エ. 汚濁負荷量に係る規制基準

「湖沼水質保全特別措置法」に基づく汚濁負荷量に係る規制基準は、表 3-2-30に示すとおりである。「湖沼水質保全特別措置法」では、指定地域内の「水質汚濁特別措置法」に定める特定事業場で、日平均排水量が50m³以上のものを湖沼特定事業場と定めており、排水の化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量を規制している。

なお、本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

表 3-2-30 「湖沼水質保全特別措置法」に基づく汚濁負荷量に係る規制基準

項目	a	b	備考
化学的酸素要求量（COD）	24.6	0.95	日平均排水量500m ³ 未満
	10.4	0.99	日平均排水量500m ³ 以上
窒素含有量	17.0	0.97	日平均排水量500m ³ 未満
	11.3	0.97	日平均排水量500m ³ 以上
燐含有量	1.13	0.97	日平均排水量500m ³ 未満
	0.57	0.97	日平均排水量500m ³ 以上

注) 規制基準は次式により換算した値とする。

$$L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$$

L：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）

Q：排水の量で届出の最大値（m³/日）

a及びb：定数

出典：「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年7月 法律第61号）

「湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準」

（昭和62年7月 千葉県告示651号 及び 平成5年8月 千葉県告示第735号）

(3) 土壌

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準は、表 3-2-31(1)、(2)に示すとおりである。

表 3-2-31(1) 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1 Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。

備考 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び 3 mgとする。

2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

出典：「土壌環境基準」(平成3年8月 環境庁告示第46号)

表 3-2-31(2) ダイオキシン類に係る土壌の環境基準

項目	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考 1 環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

2 環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月 環境庁告示第68号)

(4) 地盤沈下

千葉県内では、地盤沈下防止のため、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「千葉県環境保全条例」に基づき、地下水の採取を規制している。地下水採取規制の概要は、表 3-2-32に示すとおりである。

なお、松戸市は、市全域がそれぞれに基づく地下水採取規制指定地域に定められている。

表 3-2-32 千葉県内の地下水採取規制一覧

法令名	指定地域	規制対象の用途	規制対象の規模
工業用水法	千葉市（国道14号線及び16号線以西）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（国道16号線以西）、浦安市、袖ヶ浦市（国道16号線以西）	工業用 （工業とは製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう）	吐出口の断面積が6平方センチメートルを超えるもの
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	千葉市（上水道給水区域）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（上水道給水区域）、鎌ヶ谷市、浦安市	建築物用 （冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場（浴室床面積の合計が150平方メートルを超えるもの））	
千葉県環境保全条例	市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市（旧大栄町を除く）、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市（旧山武町に限る）、酒々井町、栄町、芝山町、長柄町	工業用、鉱業用、建築物用、農業用、水道用、工業用水道事業用、ゴルフ場における散水用	

出典：「工業用水法」（昭和31年6月 法律第146号）

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年5月 法律第100号）

「千葉県環境保全条例」（平成7年3月 条例第3号）

(5) 騒音

① 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3-2-33(1)～(3)に示すとおりである。
都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域であり、地域の類型Bの基準値が適用される。

表 3-2-33(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※地域の類型 松戸市 AA：特に静穏を要する地域。松戸市には該当する地域はない。
A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
柏市 AA：特に静穏を要する地域。柏市には該当する地域はない。
A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
鎌ヶ谷市 AA：特に静穏を要する地域。鎌ヶ谷市には該当する地域はない。
A：第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
B：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月 環告第64号）

「松戸市告示第193号」（平成25年4月）

「柏市告示第81号」（平成24年3月）

「鎌ヶ谷市告示第31号」（平成24年3月）

表 3-2-33(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3-2-33 (3)の基準による。

※地域の区分は表 3-2-33 (1)の地域の類型と同様である。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月 環告第64号）

表 3-2-33(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月 環告第64号）

また、「環境基本法」に基づく航空機騒音に係る環境基準は、表 3-2-34(1)、(2)に示すとおりである。

表 3-2-34(1) 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」（平成19年12月 環境庁告示第114号）

表 3-2-34(2) 航空機騒音に係る環境基準の地域類型

飛行場名	環境基準をあてはめる市	地域の類型	指定地域
下総飛行場	船橋市、柏市、鎌ヶ谷市及び白井市の一部	I 類型	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び未指定地域
		II 類型	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「航空機騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定」（昭和53年8月 千葉県告示第695号）

② 騒音に係る規制基準等

ア. 「騒音規制法」に基づく規制基準

(ア) 特定工場・事業所

「騒音規制法」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準は、表 3-2-35に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域であり、第二種区域の基準値が適用される。

表 3-2-35 「騒音規制法」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準

時間の区分 地域の区分	昼間 午前8時～ 午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
第一種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
 第二種：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
 第三種：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 第四種：工業地域及び工業専用地域

備考 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げる値から5デシベルを減じた値を基準値とする。

出典：「騒音規制法」（昭和43年6月 法律第98号）

(イ) 自動車騒音

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3-2-36(1)、(2)に示すとおりである。

表 3-2-36(1) 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

※区域の区分 松戸市 a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
 b区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
 c区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 柏市 a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
 b区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
 c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
 鎌ヶ谷市 a区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域
 b区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第一特別地域^{注)}
 c区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（第一特別地域を除く）

注) 第一特別地域とは、準工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域。

備考 幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3-2-36(2)の基準による。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
 (平成12年3月 総理府令第15号)
 「松戸市告示第154号」(平成24年3月)
 「柏市告示第76号」(平成20年3月)
 「鎌ヶ谷市告示第27号」(平成24年3月)

表 3-2-36(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
75デシベル以下	70デシベル以下

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
 (平成12年3月 総理府令第15号)

(ウ) 特定建設作業

「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音の規制基準は、表 3-2-37に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域であり、第一号区域の基準が適用される。

表 3-2-37 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

騒音の 大きさ	作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
85デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域、工業専用地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域。

第二号区域：第一号区域以外の区域。

出典：「騒音規制法」（昭和43年6月 法律第98号）

「松戸市告示第230号」（平成27年6月）

イ. 「松戸市公害防止条例」に基づく規制基準

(ア) 特定事業場

「松戸市公害防止条例」に基づく特定事業場に係る規制基準は、表 3-2-38に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域の基準値が適用される。

表 3-2-38 「松戸市公害防止条例」に基づく特定事業場に係る規制基準

時間の区分 地域の区分	昼間 午前8時～ 午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

備考 (1) 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線とする。

(2) 学校、病院等の敷地の周囲50m以内の区域における規制基準は、上記表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。(住居専用地域を除く。)

出典：「松戸市公害防止条例施行規則」(昭和47年4月 松戸市)

(イ) 特定建設作業

「松戸市公害防止条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準は、表 3-2-39に示すとおりである。

表 3-2-39 「松戸市公害防止条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準

騒音の 大きさ	作業時間	1日の作業時間	作業期間	作業日
85デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

出典：「松戸市公害防止条例施行規則」(昭和47年4月 松戸市)

(6) 振動

① 「振動規制法」に基づく規制基準

ア. 特定工場・事業所

「振動規制法」に基づく特定工場・事業所において発生する振動の規制基準は、表 3-2-40に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域であり、第一種区域の基準値が適用される。

表 3-2-40 「振動規制法」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
	第一種区域	60デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
第二種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値を基準値とする。

出典：「振動規制法」（昭和51年6月 法律第64号）

イ. 道路交通振動

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3-2-41に示すとおりである。

表 3-2-41 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル

※区域の区分 松戸市 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
第二種：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

柏市 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
第二種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

鎌ヶ谷市 第一種：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
第二種：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

備考 第一種区域及び第二種区域に所在する学校、保育所、病院、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「振動規制法」（昭和51年6月 法律第64号）

「松戸市告示第158号」（平成24年3月）

「柏市告示第78号」（平成20年3月）

「鎌ヶ谷市告示第28号」（平成24年3月）

ウ. 特定建設作業

「振動規制法」に基づく特定建設作業振動の規制基準は、表 3-2-42に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域であり、第一号区域の基準が適用される。

表 3-2-42 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動の 大きさ	作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
75デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域。

第二号区域：第一号区域以外の区域。

出典：「振動規制法」(昭和51年6月 法律第64号)

「松戸市告示第201号」(平成25年4月12日)

② 「松戸市公害防止条例」に基づく規制基準

ア. 特定事業場

「松戸市公害防止条例」に基づく特定事業場に係る規制基準は、表 3-2-43に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域の基準値が適用される。

表 3-2-43 「松戸市公害防止条例」に基づく特定事業場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 その他の地域	65デシベル	60デシベル

備考 (1) 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線とする。

(2) 学校、病院等の敷地の周囲50m以内の区域における規制基準は、上記表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

出典：「松戸市公害防止条例施行規則」（昭和47年4月 松戸市）

イ. 特定建設作業

「松戸市公害防止条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準は、表 3-2-44に示すとおりである。

表 3-2-44 「松戸市公害防止条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動の 大きさ	作業時間	1日の作業時間	作業期間	作業日
75デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

出典：「松戸市公害防止条例施行規則」（昭和47年4月 松戸市）

(7) 悪臭

松戸市は、市の全域が「悪臭防止法」の指定地域であり、工場・事業場等から排出される臭気指数による規制基準が松戸市によって定められている。また、「千葉県悪臭防止対策の指針」により悪臭の防止に関する指導が行われている。

「悪臭防止法」に基づく悪臭に係る規制基準は表 3-2-45に、「千葉県悪臭防止対策の指針」に基づく指導目標値は表 3-2-46に示すとおりである。

また、参考として「悪臭防止法」に基づく悪臭物質濃度による規制基準は、表 3-2-47(1)～(3)に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域の規制基準が適用される。

表 3-2-45 「悪臭防止法」に基づく規制基準

許容限度 地域の区分	工場敷地境界線における臭気指数	排出口の臭気指数	排出水の臭気指数
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	12	左記に定める規制基準を基礎として、「悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）」第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は排出気体の臭気指数を許容限度とする。	28
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整地域	13		29
工業専用地域	14		30

- 備考 1 「臭気指数」とは、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年環境庁告示第63号)に定める方法とする。
- 2 市街化調整区域並びに第一種低層住宅専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項及び同法第8条第1項第1号の規定により定められた区域及び地域をいう。

出典：「悪臭防止法」(昭和46年6月 法律第91号)
「悪臭規制について」(平成19年8月 松戸市)

表 3-2-46 「千葉県悪臭防止対策の指針」による指導目標値（臭気濃度）

地域の区分		排出口	敷地境界
地域	該当地域		
住居系地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	500程度	15程度
工場、商店、住居混在地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、未指定地域（工業団地を除く）	1,000程度	20程度
工業系地域	工業地域、工業専用地域、工業団地	2,000程度	25程度

出典：「千葉県悪臭防止対策の指針」(昭和56年6月 大第90号)

表 3-2-47(1) 「悪臭防止法」に基づく規制基準（敷地境界における悪臭）

特定悪臭物質	許容限度 (ppm)	特定悪臭物質	許容限度 (ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月 法律第91号）

表 3-2-47(2) 「悪臭防止法」に基づく規制基準（煙突等の気体排出口における悪臭）

$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$ q：流量（温度0℃、1気圧の状態に換算したm ³ /時） He：補正された排出口高さ（m） Cm：左記敷地境界での規制基準（ppm） 対象物質：アンモニア・硫化水素・トリメチルアミン・プロピオンアルデヒド・ノルマルブチルアルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルバレルアルデヒド・イソバレルアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・キシレン（13物質）

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月 法律第91号）

表 3-2-47(3) 「悪臭防止法」に基づく規制基準（排出水の悪臭）

特定悪臭物質	排出水の量	規制基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001m ³ /秒以下の場合	0.03
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.007
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001m ³ /秒以下の場合	0.1
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.02
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	0.3
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.07
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	0.6
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.1
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.03

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月 法律第91号）

2. 自然環境保全に係る指定・規制地域

自然環境保全等に係る法令の指定及び規制の状況は、次のとおりである。

(1) 自然公園

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するために設けられた区域である。

千葉県では、「自然公園法」に基づく国定公園及び「千葉県立自然公園条例」に基づく県立自然公園がある。

なお、都市計画対象事業実施区域周辺には、国定公園及び県立自然公園の指定はない。

(2) 自然環境保全地域等

自然環境保全地域とは、「自然環境保全法」及び都道府県の各条例に基づき自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域である。

千葉県では、優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため、「千葉県自然環境保全条例」に基づき①自然環境保全地域、②郷土環境保全地域、③緑地環境保全地域を指定している。

なお、都市計画対象事業実施区域周辺には、「自然環境保全法」に基づく自然環境保全地域等及び「千葉県自然環境保全条例」に基づく①自然環境保全地域、②郷土環境保全地域、③緑地環境保全地域の指定はない。

(3) 首都圏近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全区域とは、「首都圏近郊緑地法」に基づき首都圏近郊整備地帯において、良好な自然環境と相当規模の広さを有している緑地を保全するために指定された区域である。

なお、都市計画対象事業実施区域周辺には、首都圏近郊緑地保全区域の指定はない。

(4) 生産緑地地区

生産緑地地区とは、「生産緑地法」に基づき市街化区域内の農地を保護し良好な都市環境の形成を図ることを目的とするものである。

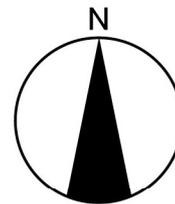
都市計画対象事業実施区域周辺における指定の状況は、図 3-2-2(1)、(2) (3-91、92頁参照)に示すとおりであり、詳細は図 3-2-9に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域西側約0.2kmに、最寄りの生産緑地地区が存在している。



凡 例

-  都市計画対象事業実施区域
-  市境
-  生産緑地地区



1:5,000



出典：「柏都市計画図」（令和4年3月 柏市）

この地図は松戸市発行の松戸都市計画基本図を使用したものである。

図 3-2-9 生産緑地地区位置図（詳細）

(5) 鳥獣保護区

鳥獣保護区とは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の保護繁殖を図るために指定されたものである。

都市計画対象事業実施区域及びその周辺における指定の状況は、表 3-2-48及び図 3-2-10に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は東葛飾・市川船橋浦安沖特定猟具使用禁止区域（銃器）に含まれている。

表 3-2-48 鳥獣保護区等の指定状況

区分	名称	面積 (ha)	期間
特定猟具使用禁止区域（銃器）	東葛飾・市川船橋浦安沖 特定猟具使用禁止区域（銃器）	52,072	平成29年11月1日～ 令和9年10月31日
	白井市 特定猟具使用禁止区域（銃器）	3,295	令和3年11月1日～ 令和13年10月31日

出典：「千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）（令和4年11月1日現在）」（千葉県ホームページ）

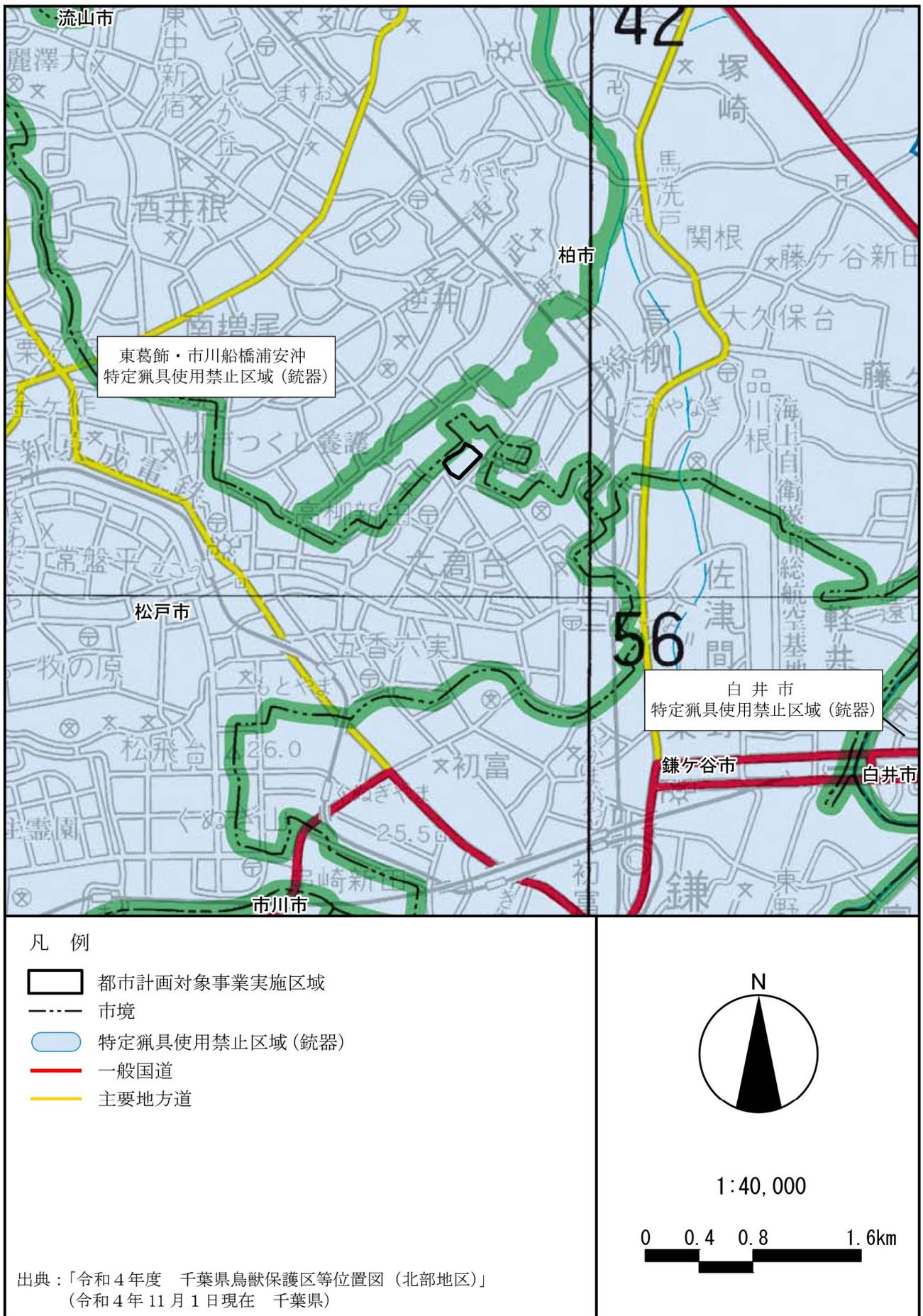


図 3-2-10 鳥獣保護区等位置図

3-2-9 その他の事項

1. 資源の利用の状況

都市計画対象事業実施区域周辺では、天然ガス、ヨード、砂利、土、岩石等の資源採取は行われていない。

2. 廃棄物の処理等の状況

(1) 一般廃棄物

松戸市及び周辺市の令和3年度における一般廃棄物処理状況は、表 3-2-49に示すとおりである。また、平成29年度から令和3年度における松戸市の一般廃棄物処理状況の推移は、表 3-2-50及び図 3-2-11に示すとおりである。

松戸市の平成29年度から令和3年度における一般廃棄物搬入量及び処理量は、過去5年間で概ね横ばいとなっている。

表 3-2-49 一般廃棄物処理状況（令和3年度）

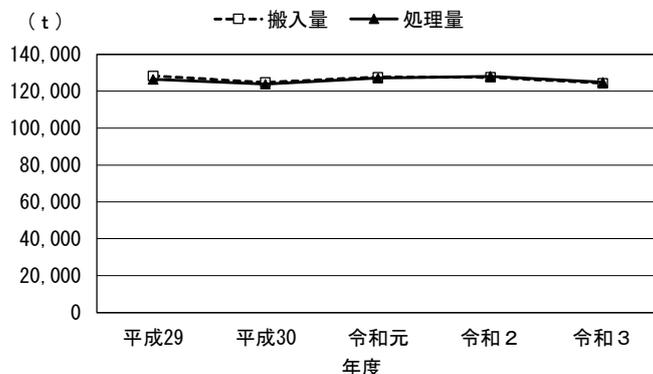
項目 市	搬入量（t）							処理量（t）				
	合計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	その他	粗大 ごみ	直接 搬入量	合計	直接 焼却	直接 最終処分	焼却以外 の 中間処理	直接 資源化
松戸市	124,369	92,100	8,700	17,484	119	1,391	4,575	124,876	101,267	-	15,279	8,330
柏市	135,233	93,250	7,175	26,882	133	795	6,998	135,233	98,693	-	35,184	1,356
鎌ヶ谷市	30,175	21,111	1,401	5,583	-	236	1,844	30,175	22,126	-	8,049	-

出典：「令和3年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和5年7月 千葉県）

表 3-2-50 松戸市の一般廃棄物処理状況の推移

項目 市	搬入量（t）							処理量（t）				1人1日 あたりの 排出量 (g)
	合計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	その他	粗大 ごみ	直接 搬入量	合計	直接 焼却	焼却以外 の 中間処理	直接 資源化	
平成29年度	128,324	97,354	8,856	16,479	114	1,392	4,129	126,507	105,945	12,584	7,978	809
平成30年度	124,752	92,979	8,736	17,303	113	1,387	4,234	123,871	102,686	12,666	8,519	783
令和元年度	127,745	95,254	8,367	17,882	111	1,442	4,689	127,131	105,519	12,895	8,717	791
令和2年度	127,513	93,701	8,743	19,008	114	1,411	4,536	128,117	103,559	15,445	9,113	788
令和3年度	124,369	92,100	8,700	17,484	119	1,391	4,575	124,876	101,267	15,279	8,330	772

出典：「平成29～令和3年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（千葉県）



出典：「平成29～令和3年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（千葉県）を基に作成

図 3-2-11 松戸市の一般廃棄物処理状況の推移

(2) し尿処理状況

松戸市及び周辺市の令和3年度におけるし尿処理状況は、表 3-2-51に示すとおりである。
また、平成29年度から令和3年度における松戸市のし尿処理状況の推移は、表 3-2-52及び図 3-2-12に示すとおりである。

松戸市の平成29年度から令和3年度におけるし尿収集量及び処理量は、平成29年度から令和2年度までは減少傾向であったものの、令和3年度で増加している。

表 3-2-51 し尿処理状況（令和3年度）

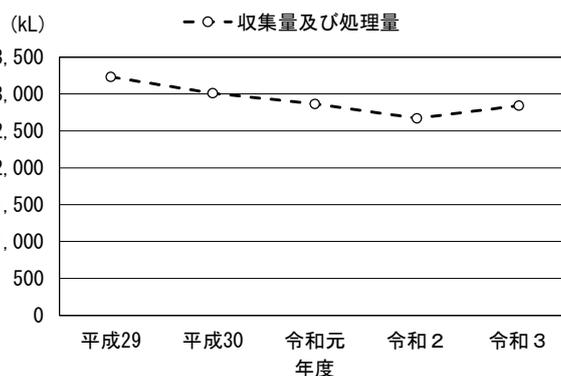
項目 市	収集量 (kL)			処理量 (kL)		
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
松戸市	2,844	24,178	27,022	2,844	24,178	27,022
柏市	3,632	18,189	21,821	3,632	18,189	21,821
鎌ヶ谷市	2,218	16,113	18,331	2,218	16,113	18,331

出典：「令和3年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和5年7月 千葉県）

表 3-2-52 松戸市のし尿処理状況の推移

項目 年度	収集量 (kL)			処理量 (kL)		
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
平成29年度	3,234	25,848	29,082	3,234	25,848	29,082
平成30年度	3,011	24,790	27,801	3,011	24,790	27,801
令和元年度	2,867	24,669	27,536	2,867	24,669	27,536
令和2年度	2,673	25,489	28,162	2,673	25,489	28,162
令和3年度	2,844	24,178	27,022	2,844	24,178	27,022

出典：「平成29～令和3年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（千葉県）



出典：「平成29～令和3年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（千葉県）を基に作成

図 3-2-12 松戸市のし尿処理状況の推移

(3) 産業廃棄物

千葉県全体の令和3年度における産業廃棄物の業種別発生量及び排出量と処理・処分の状況は、表 3-2-53に示すとおりである。また、一般社団法人千葉県産業資源循環協会のウェブサイトに登録された千葉県内に設置されている産業廃棄物処理施設の地域別・種類別施設数は、表 3-2-54に示すとおりである。

千葉県全体の令和3年度における業種別発生量では、製造業が11,654,252 t と最も多く、全体の5割近くを占めている。次いで電気・ガス・熱供給・水道業が4,516,034 t、建設業が3,917,155 t、農業・林業が2,944,049 t となっている。

表 3-2-53 産業廃棄物の業種別処理・処分状況「発生量ベース」(令和3年度)

業種	量 (t/年)				処理区分構成比 (%)				業種構成比 (%)			
	発生量	資源化量	減量化量	最終処分量	発生量	資源化量	減量化量	最終処分量	発生量	資源化量	減量化量	最終処分量
農業・林業	2,944,049	910,955	2,023,891	9,203	100.0	30.9	68.7	0.3	12.3	6.7	20.0	2.7
建設業	3,917,155	2,958,184	821,146	137,825	100.0	75.5	21.0	3.5	16.3	21.8	8.1	40.3
製造業	11,654,252	8,933,981	2,629,742	90,528	100.0	76.7	22.6	0.8	48.6	65.9	26.0	26.5
電気・ガス・熱供給・水道業	4,516,034	304,767	4,153,740	57,528	100.0	6.7	92.0	1.3	18.8	2.2	41.1	16.8
その他の業種	970,248	452,588	470,937	46,723	100.0	46.6	48.5	4.8	4.0	3.3	4.7	13.7
合計	24,001,738	13,560,475	10,099,457	341,806	100.0	56.5	42.1	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 端数処理の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある。

出典：「令和4年度 産業廃棄物処理実態調査事業」(令和5年3月 千葉県)

表 3-2-54 産業廃棄物処理施設の地区別・種類別施設数

地域	最終処分場		中間処理施設			
	安定型	管理型	焼却処理	汚泥・廃油等処理	破碎処理	その他
第1地区	1	2	1	4	26	1
第2地区	0	0	3	11	24	2
第3地区	0	0	2	7	15	1
第4地区	2	1	5	6	45	4
第5地区	0	0	2	6	14	5
第6地区	3	3	11	9	38	3
合計	6	6	24	43	162	16

注1) 一事業所で複数種類の施設が設置されている場合、それぞれ該当する施設種類に計上した。

(例：一事業所に焼却及び破碎処理施設が設置されている場合、焼却処理と破碎処理に+1)

注2) それぞれの地区に該当する市町村は以下のとおりである。

第1地区：千葉市

第2地区：市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市

第3地区：松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市

第4地区：銚子市、佐原市、成田市、佐倉市、八日市場市、旭市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町、神崎町、多古町、東庄町

第5地区：茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、陸沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町

第6地区：館山市、木更津市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、鋸南町

出典：「業者検索」(一般社団法人 千葉県産業資源循環協会ホームページ)

3. 公害苦情の状況

松戸市及び周辺市の令和3年度における公害苦情件数の状況は、表 3-2-55に示すとおりである。また、平成29年度から令和3年度における松戸市の公害苦情件数の状況の推移は、表 3-2-56及び図 3-2-13に示すとおりである。

松戸市の令和3年度における苦情件数は、騒音が89件と最も多く、次いで振動が13件であった。

表 3-2-55 公害苦情件数の状況（令和3年度）

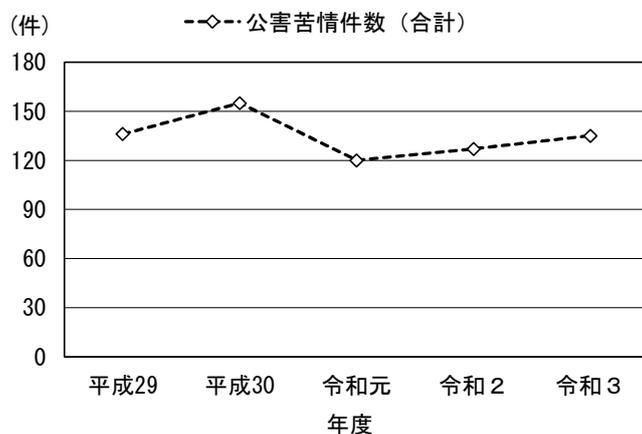
市	項目	典型七公害						その他	合計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下		
松戸市		11	0	0	89	13	0	11	135
柏市		49	2	0	53	7	0	32	145
鎌ヶ谷市		31	0	0	5	0	0	1	84

出典：「令和3年度 公害苦情調査結果報告書」（令和5年2月 千葉県）

表 3-2-56 松戸市の公害苦情件数の推移

市	項目	典型七公害						その他	合計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下		
	平成29年度	18	0	0	67	10	0	14	136
	平成30年度	17	0	0	82	7	0	15	155
	令和元年度	11	0	0	68	10	0	8	120
	令和2年度	5	0	0	87	14	0	9	127
	令和3年度	11	0	0	89	13	0	11	135

出典：「平成29～令和3年度 公害苦情調査結果報告書」（千葉県）



出典：「平成29～令和3年度 公害苦情調査結果報告書」（千葉県）を基に作成

図 3-2-13 松戸市の公害苦情件数の推移

4. 文化財

(1) 指定文化財

都市計画対象事業実施区域周辺に存在する国、県及び市の指定文化財は表 3-2-57に、国の登録文化財は表 3-2-58に示すとおりである。また、これらの文化財の位置は、図 3-2-14に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域最寄りの指定文化財は、南西側約0.9kmの松戸市指定記念物（史跡）である小金牧五香六実野馬除土手があげられる。

表 3-2-57 指定文化財の状況

市	指定状況	地点番号	名称	所在地・伝承地	所有者・伝承者	指定年月日
松戸市	市史	1	小金牧五香六実野馬除土手	五香8-31-1、 六高台8-155、157	松戸市他	令和3.3.11
柏市	県史	2	藤ヶ谷十三塚	藤ヶ谷347-2	柏市	昭和53.2.28
	市建	3	神明社手洗鉢・石鳥居	塚崎1460（神明社）	神明社	昭和52.2.21
	市建	4	福寿院観音堂	高柳1366（福寿院）	福寿院	昭和53.2.13
	市天	5	カタクリ群生地	逆井716、719	個人、柏市	昭和41.4.1
	市天	6	寿量院の玄圃梨	塚崎815（寿量院）	寿量院	昭和53.2.13
	市天	7	高柳・善龍寺の五葉松	高柳169（高柳・善龍寺）	善龍寺	昭和50.12.4
鎌ヶ谷市	国史	8	下総小金中野牧跡（捕込）	東中沢2-1	鎌ヶ谷市他	平成19.2.6
	県史	9	小金中野牧の込跡	東中沢	個人	昭和42.3.7
	市天	10	キンモクセイ	栗野	個人	昭和60.9.4

注1) 表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

- ・国史 : 国指定記念物（史跡）
- ・県史 : 県指定記念物（史跡）
- ・市建 : 市指定有形文化財（建造物）
- ・市史 : 市指定記念物（史跡）
- ・市天 : 市指定天然記念物

注2) 表中の文化財は、主に屋外に存在している有形文化財（建造物）、記念物（史跡、天然記念物）及びそれに類するもの（有形民俗文化財）を示した。

出典：「市町村別の国・県指定および国登録文化財」（千葉県ホームページ）
「松戸市文化財マップ」（松戸市ホームページ）
「指定・登録文化財」（柏市ホームページ）
「鎌ヶ谷市の文化財」（鎌ヶ谷市ホームページ）

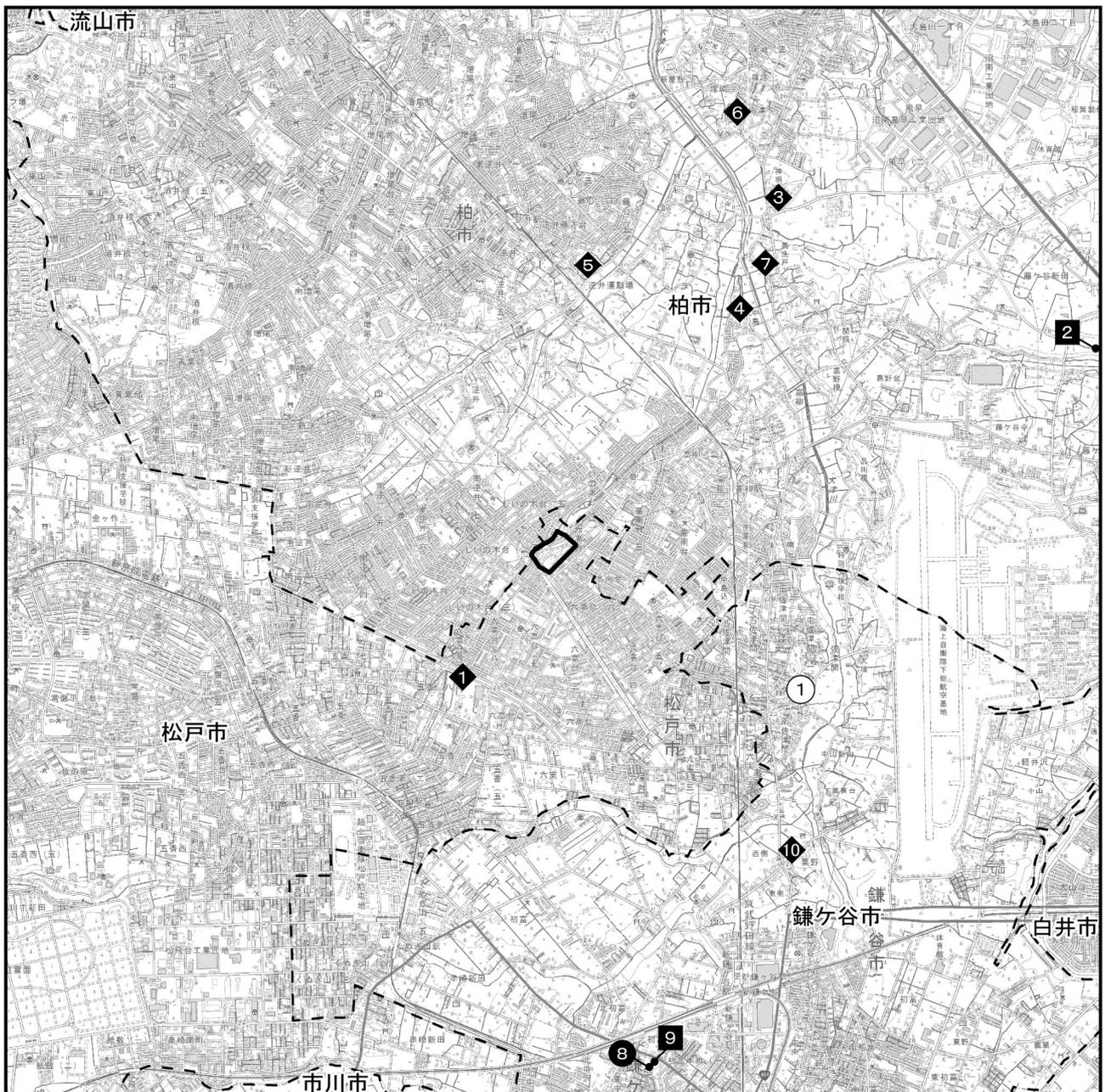
表 3-2-58 登録文化財の状況

市	指定状況	地点番号	名称	所在地・伝承地	所有者・伝承者	指定年月日
鎌ヶ谷市	国登建	1	澁谷家住宅主屋、澁谷家住宅米蔵、 澁谷家住宅門	中佐津間1-77	個人	令和2.8.17

注) 表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

- ・国登建 : 国登録有形文化財（建造物）

出典：「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）
「市町村別の国・県指定および国登録文化財」（千葉県ホームページ）



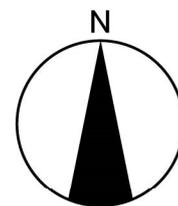
凡 例

-  都市計画対象事業実施区域
-  市境
-  国指定文化財
-  県指定文化財
-  市指定文化財・市指定天然記念物
-  国登録文化財

注) 図中の番号は表 3-2-57及び表 3-2-58と一致する。

出典: 「市町村別の国・県指定および国登録文化財」(千葉県ホームページ)
 「松戸市文化財マップ」(松戸市ホームページ)
 「指定・登録文化財」(柏市ホームページ)
 「鎌ヶ谷市の文化財」(鎌ヶ谷市ホームページ)

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

0 0.4 0.8 1.6km

図 3-2-14 都市計画対象事業実施区域及びその周辺における指定文化財位置図

(2) 埋蔵文化財

都市計画対象事業実施区域周辺に存在する埋蔵文化財の指定状況は表 3-2-59(1)、(2)に、位置は図 3-2-15に示すとおりである。

なお、都市計画対象事業実施区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地として、五香六実野馬除土手が存在している。

表 3-2-59(1) 埋蔵文化財の状況

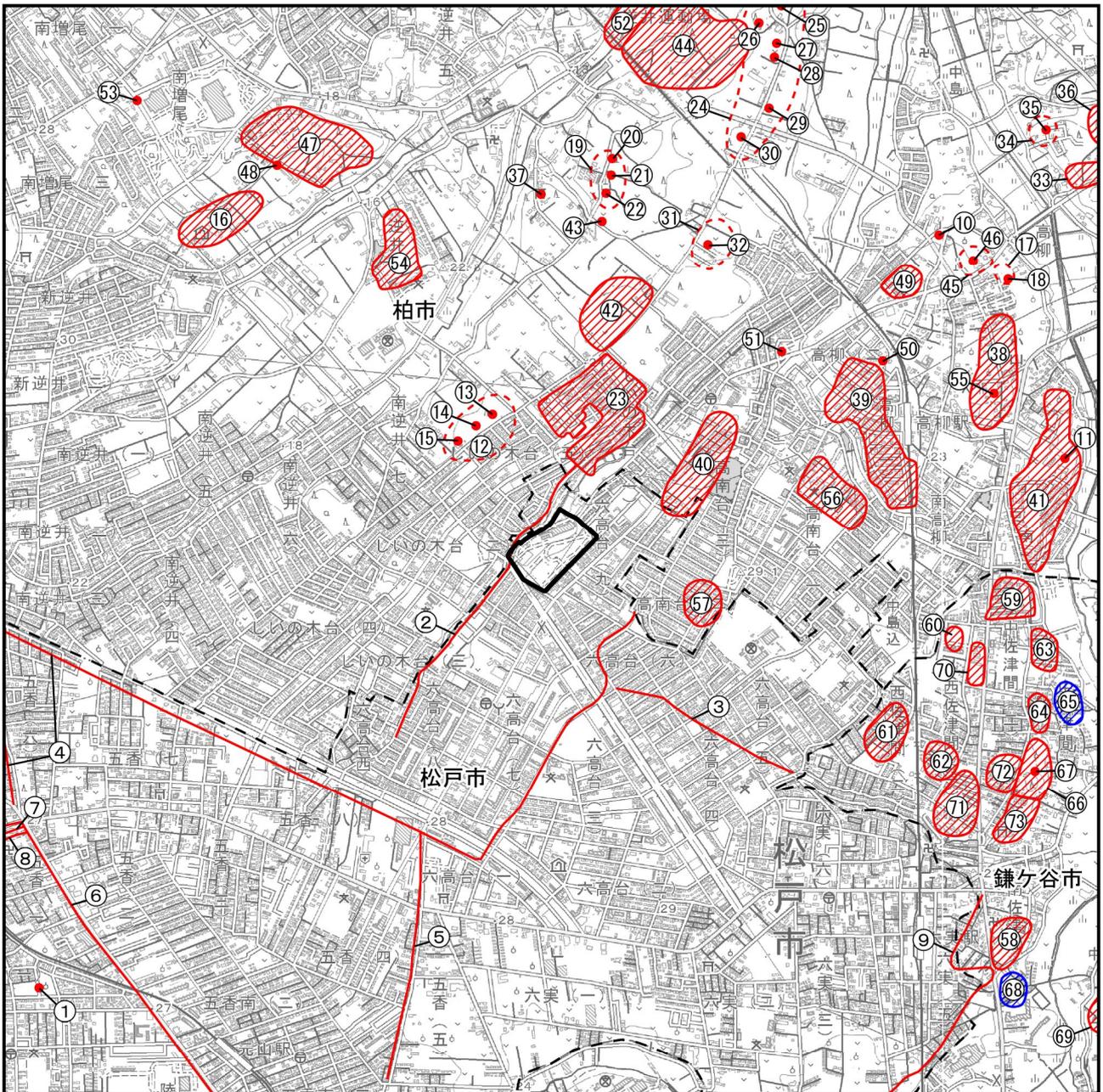
市	地点番号	名称	種別
松戸市	1	お立場遺跡	塚
	2	五香六実野馬除土手	野馬土手
	3		
	4		
	5	常盤平野馬除土手	野馬土手
	6		
	7		
	8	六実野馬除土手	野馬土手、牧跡
	9		
柏市	10	馬渡古墳	古墳
	11	蟹打古墳	古墳
	12	庚申前古墳群	古墳
	13		
	14		
	15		
	16	小山遺跡	包蔵地
	17	小山古墳	古墳
	18		
	19	三ノ台古墳群	古墳
	20		
	21		
	22		
	23	ム切内遺跡	包蔵地
	24	上人塚古墳	古墳
	25		
	26		
	27		
	28		
	29		
	30	上人塚前遺跡	包蔵地、貝塚
	31		
	32	関根遺跡	包蔵地
	33		
	34		
	35	関根古墳群	古墳
	36		
	37	関根台遺跡	包蔵地
	38	浅間神社塚	塚
	39	高柳遺跡	包蔵地
40	高柳駅西口遺跡	包蔵地	
41	高柳新田遺跡	包蔵地	
42	高柳南遺跡	包蔵地	
43	天神前遺跡	包蔵地	
44	天神前貝塚	貝塚	
45	中島遺跡	集落跡	
46	中島古墳群	古墳	

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」（千葉県ホームページ）

表 3-2-59(2) 埋蔵文化財の状況

市	地点番号	名称	種別
柏市	47	中台遺跡	包蔵地
	48	中台貝塚	貝塚
	49	西向原遺跡	包蔵地
	50	西向原古墳	古墳
	51	西向原古墳(富士塚)	古墳
	52	林台遺跡	集落跡
	53	南割貝塚	貝塚
	54	向山遺跡	包蔵地
	55	向原古墳	古墳
	56	中島込遺跡	包蔵地
	57	中島込第2遺跡	集落跡
鎌ヶ谷市	58	雷遺跡	包蔵地
	59	北後山 No. 1 遺跡	包蔵地
	60	北後山 No. 2 遺跡	包蔵地
	61	北後山 No. 3 遺跡	包蔵地
	62	北後山 No. 4 遺跡	包蔵地
	63	北根郷屋 No. 1 遺跡	包蔵地
	64	北根郷屋 No. 2 遺跡	包蔵地
	65	北根郷屋 No. 3 遺跡	包蔵地
	66	佐津間城跡	城館跡
	67		
	68	芝原賀遺跡	包蔵地
	69	北方前遺跡	包蔵地
	70	南後山 No. 1 遺跡	包蔵地
	71	南後山 No. 2 遺跡	包蔵地
	72	南後山 No. 3 遺跡	包蔵地
	73	屋敷裏遺跡	包蔵地

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」(千葉県ホームページ)



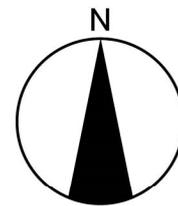
凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 埋蔵文化財包蔵地
- 群遺跡
- 野馬土手
- 埋蔵文化財包蔵地消滅

注) 図中の番号は表 3-2-59 と一致する。

出典: 「ふさの国文化財ナビゲーション」(千葉県ホームページ)

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:20,000



図 3-2-15 都市計画対象事業実施区域及びその周辺における埋蔵文化財位置図

